

2. 都道府県別経済財政モデルのデータの推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 4. 厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数-都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）-全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス-基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）-全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNA ベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_k}$$

Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料

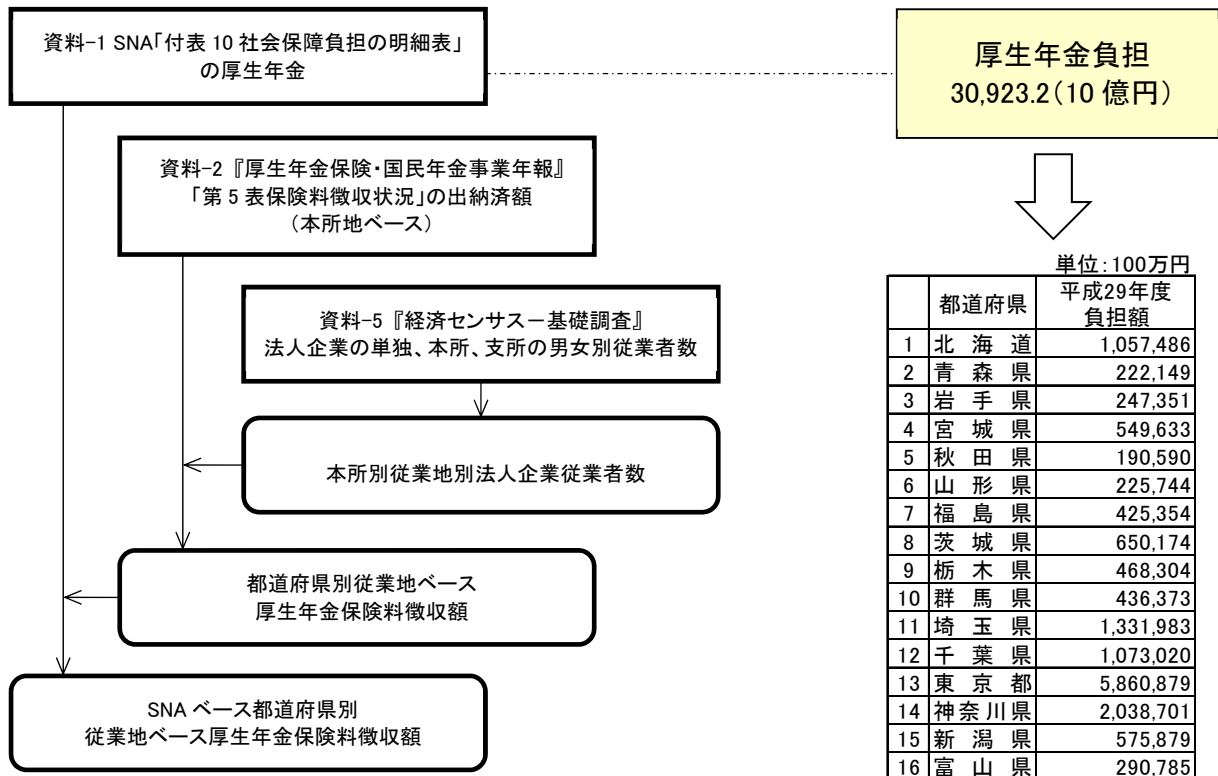
Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料

C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③ 推計フロー



厚生年金負担
30,923.2(10億円)



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	1,057,486
2	青森県	222,149
3	岩手県	247,351
4	宮城県	549,633
5	秋田県	190,590
6	山形県	225,744
7	福島県	425,354
8	茨城県	650,174
9	栃木県	468,304
10	群馬県	436,373
11	埼玉県	1,331,983
12	千葉県	1,073,020
13	東京都	5,860,879
14	神奈川県	2,038,701
15	新潟県	575,879
16	富山県	290,785
17	石川県	272,337
18	福井県	181,773
19	山梨県	180,156
20	長野県	484,648
21	岐阜県	446,253
22	静岡県	979,196
23	愛知県	2,193,156
24	三重県	415,583
25	滋賀県	319,493
26	京都府	547,080
27	大阪府	2,540,508
28	兵庫県	1,119,667
29	奈良県	204,245
30	和歌山県	158,432
31	鳥取県	108,840
32	島根県	136,975
33	岡山県	418,911
34	広島県	688,894
35	山口県	301,170
36	徳島県	149,992
37	香川県	223,305
38	愛媛県	278,360
39	高知県	127,234
40	福岡県	1,099,788
41	佐賀県	166,916
42	長崎県	237,495
43	熊本県	331,085
44	大分県	221,582
45	宮崎県	218,917
46	鹿児島県	295,533
47	沖縄県	231,267
	合計	30,923,196

(2) 給付

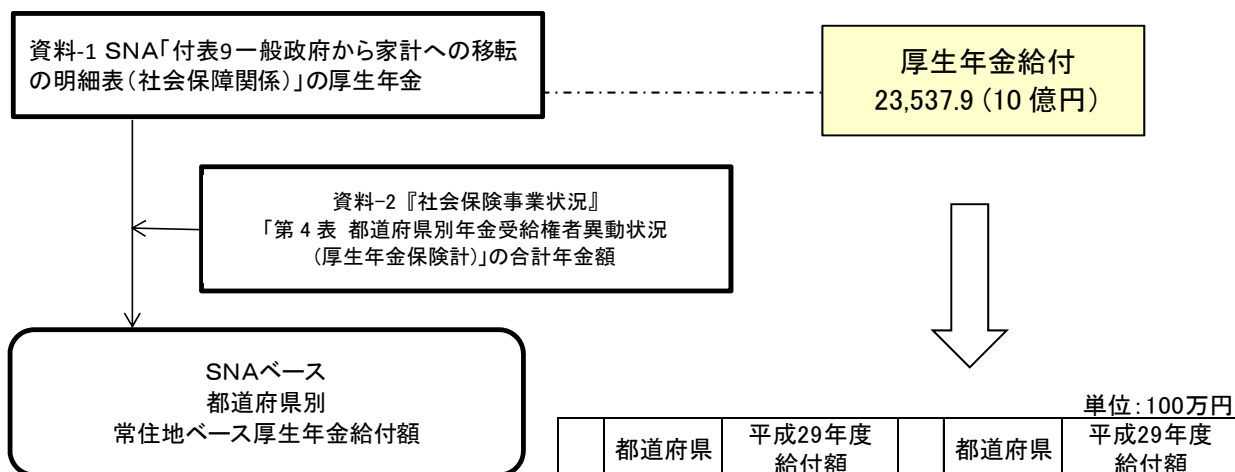
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

② 推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成29年度 給付額		都道府県	平成29年度 給付額
1	北海道	935,020	25	滋賀県	275,638
2	青森県	180,631	26	京都府	484,880
3	岩手県	208,577	27	大阪府	1,640,623
4	宮城県	384,365	28	兵庫県	1,157,193
5	秋田県	178,829	29	奈良県	276,250
6	山形県	193,686	30	和歌山県	174,883
7	福島県	335,896	31	鳥取県	111,354
8	茨城県	500,161	32	島根県	143,302
9	栃木県	342,950	33	岡山県	405,903
10	群馬県	355,172	34	広島県	610,348
11	埼玉県	1,346,395	35	山口県	333,344
12	千葉県	1,191,951	36	徳島県	135,726
13	東京都	2,222,223	37	香川県	206,462
14	神奈川県	1,822,438	38	愛媛県	264,601
15	新潟県	462,578	39	高知県	130,348
16	富山県	253,909	40	福岡県	923,997
17	石川県	229,151	41	佐賀県	137,221
18	福井県	168,248	42	長崎県	240,181
19	山梨県	137,787	43	熊本県	269,929
20	長野県	442,170	44	大分県	203,657
21	岐阜県	398,282	45	宮崎県	172,343
22	静岡県	797,577	46	鹿児島県	258,995
23	愛知県	1,407,477	47	沖縄県	120,118
24	三重県	365,132		合計	23,537,901

¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1) 負担

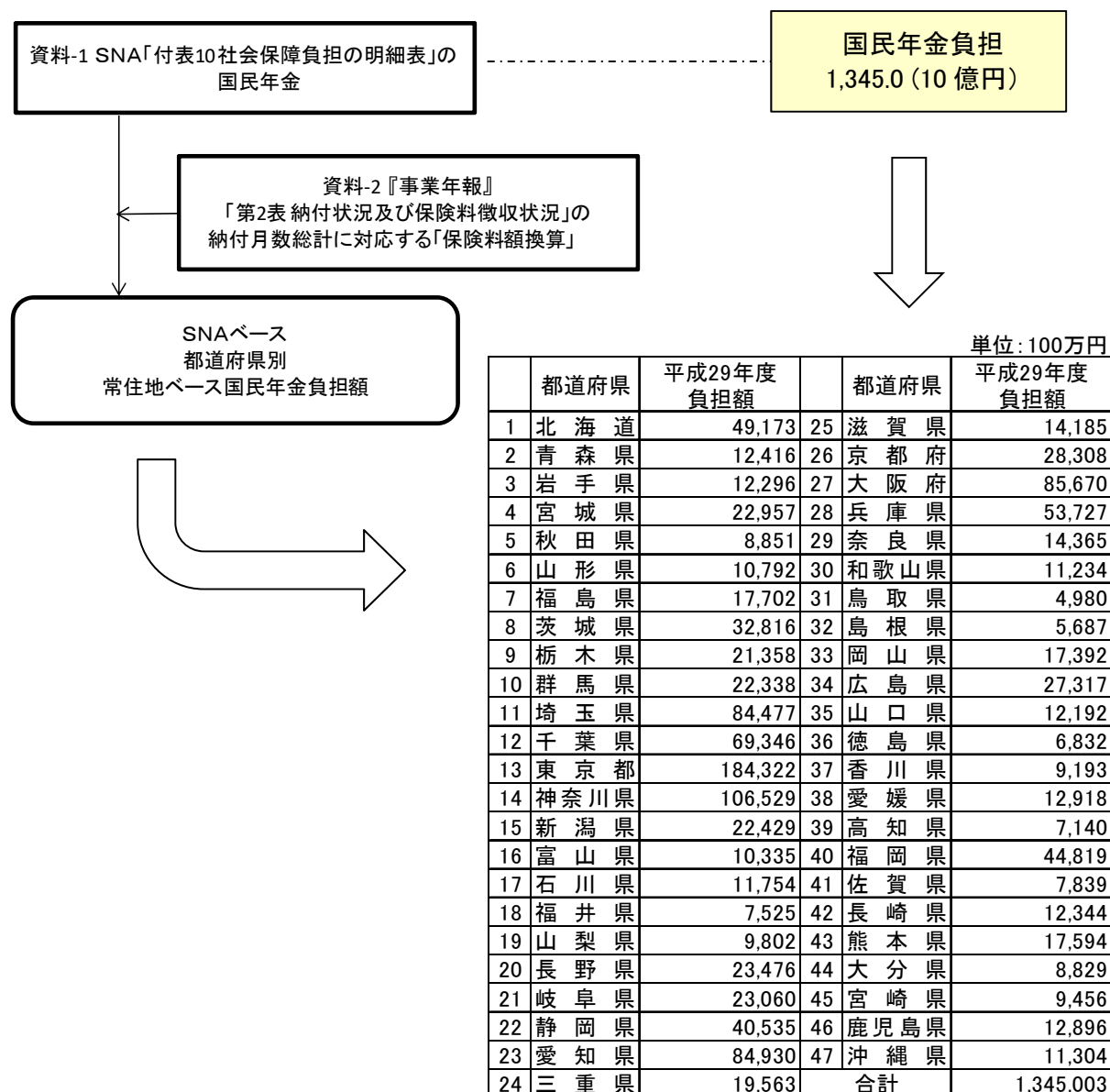
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5. 国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

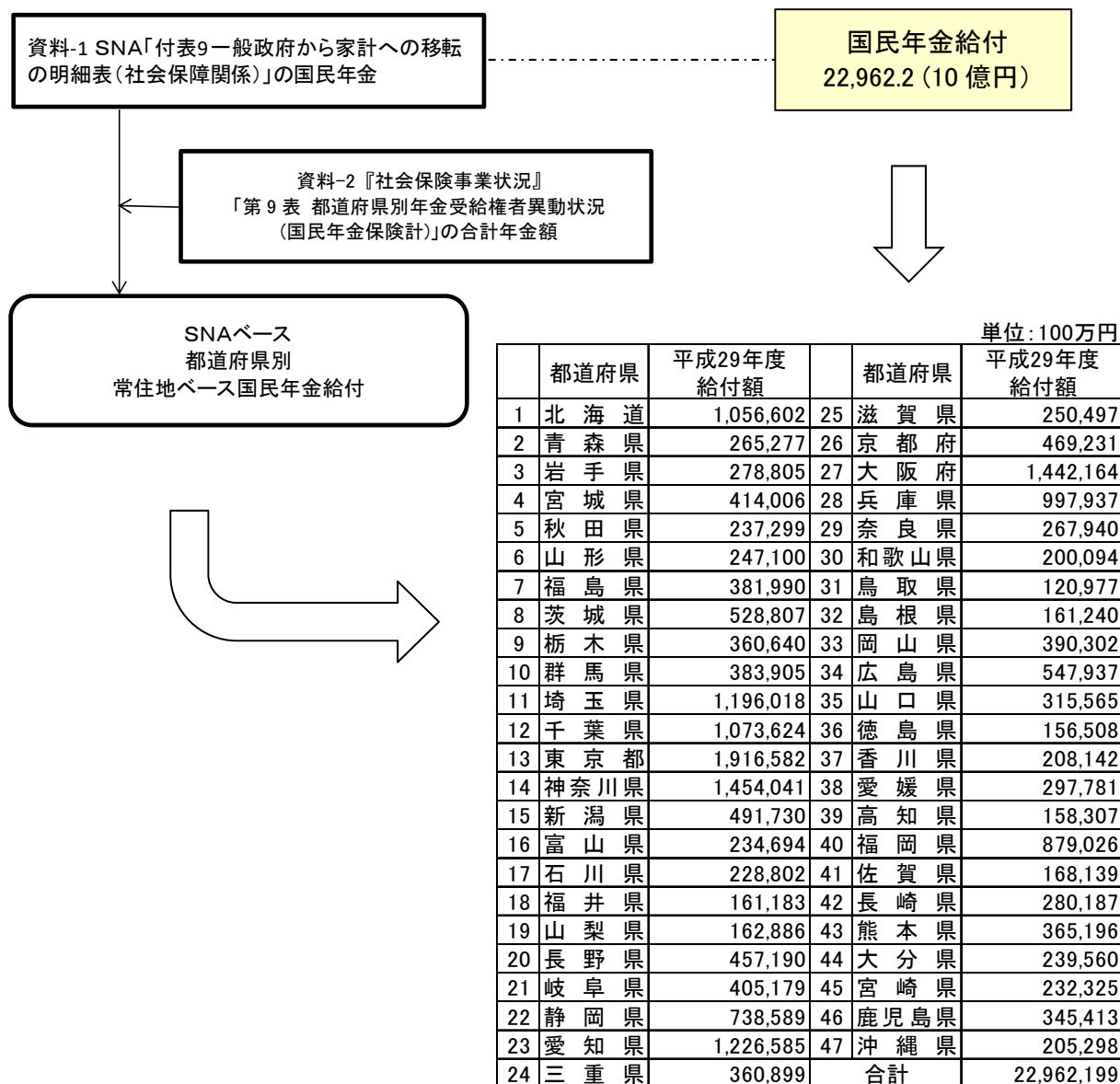
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」

② 推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.1.3 国家公務員共済組合

(1) 負担

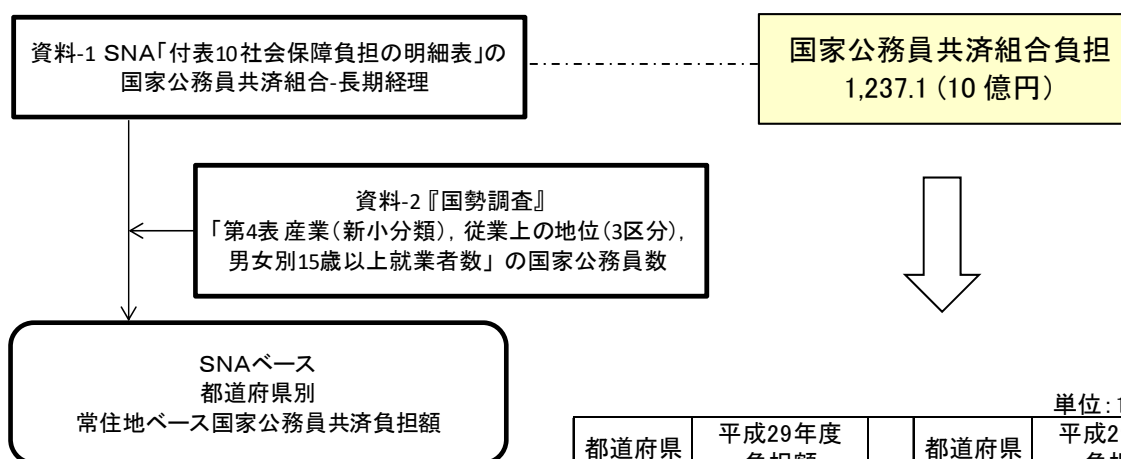
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第 5 表 従業上の地位(8 区分), 産業(小分類), 男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

都道府県	平成29年度 負担額	都道府県	平成29年度 負担額
北海道	113,573	25 滋賀県	7,801
青森県	32,036	26 京都府	26,208
岩手県	9,926	27 大阪府	44,592
宮城県	35,652	28 兵庫県	36,747
秋田県	7,779	29 奈良県	7,385
山形県	11,614	30 和歌山県	5,500
福島県	14,616	31 鳥取県	8,655
茨城県	24,717	32 島根県	5,916
栃木県	14,331	33 岡山県	9,554
群馬県	11,219	34 広島県	44,680
埼玉県	74,262	35 山口県	17,530
千葉県	66,987	36 徳島県	6,574
東京都	135,639	37 香川県	12,578
神奈川県	86,599	38 愛媛県	8,086
新潟県	16,544	39 高知県	5,851
富山県	5,347	40 福岡県	55,483
石川県	12,118	41 佐賀県	8,787
福井県	3,659	42 長崎県	32,891
山梨県	5,478	43 熊本県	23,644
長野県	9,181	44 大分県	12,074
岐阜県	12,644	45 宮崎県	15,120
静岡県	33,285	46 鹿児島県	16,106
愛知県	48,887	47 沖縄県	26,996
三重県	12,249	合計	1,237,100

(2) 給付

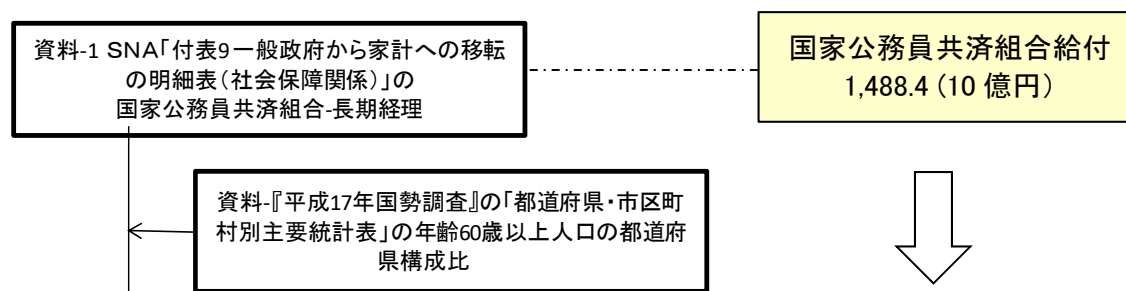
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

② 推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（1）国家公務員共済組合b. 長期経理をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢60歳以上人口の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の60歳以上人口に占める共済組合給付の対象者の割合の違いは反映できていない）。

③ 推計フロー



SNAベース
都道府県別
常住地ベース国家公務員共済組合給付

単位: 100万円

	都道府県	平成29年度 給付額		都道府県	平成29年度 給付額
1	北海道	69,996	25	滋賀県	15,176
2	青森県	17,596	26	京都府	30,648
3	岩手県	17,286	27	大阪府	99,770
4	宮城県	26,887	28	兵庫県	65,494
5	秋田県	15,273	29	奈良県	17,170
6	山形県	15,378	30	和歌山県	12,962
7	福島県	24,681	31	鳥取県	7,537
8	茨城県	35,062	32	島根県	9,746
9	栃木県	23,290	33	岡山県	23,636
10	群馬県	24,132	34	広島県	34,152
11	埼玉県	80,195	35	山口県	19,591
12	千葉県	70,702	36	徳島県	10,274
13	東京都	132,464	37	香川県	12,587
14	神奈川県	95,662	38	愛媛県	18,434
15	新潟県	30,549	39	高知県	10,333
16	富山県	14,082	40	福岡県	58,919
17	石川県	13,953	41	佐賀県	10,404
18	福井県	9,846	42	長崎県	18,260
19	山梨県	10,426	43	熊本県	22,917
20	長野県	27,300	44	大分県	15,583
21	岐阜県	25,056	45	宮崎県	14,529
22	静岡県	45,359	46	鹿児島県	21,686
23	愛知県	77,991	47	沖縄県	13,341
24	三重県	22,084		合計	1,488,399

2.1.4 地方公務員共済組合

(1) 負担

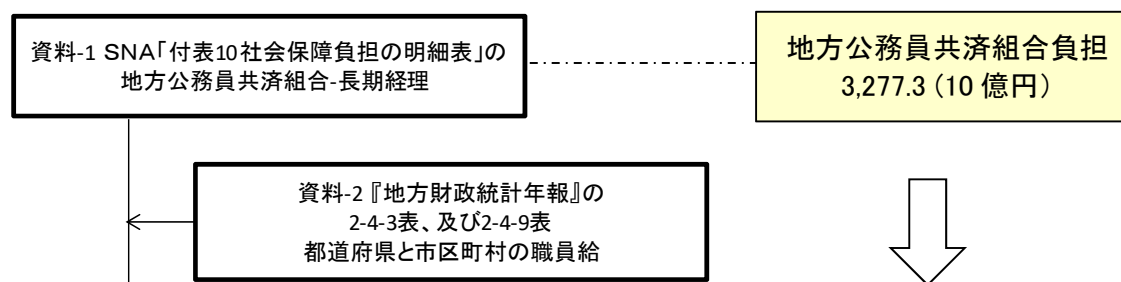
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



SNAベース
都道府県別
従業地ベース地方公務員共済負担額

単位：100万円

	都道府県	平成29年度 負担額		都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	156,212	25	滋賀県	38,904
2	青森県	38,363	26	京都府	69,261
3	岩手県	41,268	27	大阪府	207,174
4	宮城県	63,327	28	兵庫県	136,099
5	秋田県	33,058	29	奈良県	36,869
6	山形県	34,416	30	和歌山県	31,447
7	福島県	59,055	31	鳥取県	19,330
8	茨城県	75,394	32	島根県	26,196
9	栃木県	51,156	33	岡山県	52,356
10	群馬県	52,071	34	広島県	70,736
11	埼玉県	152,584	35	山口県	41,560
12	千葉県	143,379	36	徳島県	26,411
13	東京都	340,045	37	香川県	28,033
14	神奈川県	190,030	38	愛媛県	38,640
15	新潟県	66,283	39	高知県	26,299
16	富山県	29,450	40	福岡県	116,346
17	石川県	29,647	41	佐賀県	26,884
18	福井県	25,964	42	長崎県	42,003
19	山梨県	25,844	43	熊本県	49,989
20	長野県	59,891	44	大分県	35,580
21	岐阜県	52,875	45	宮崎県	32,702
22	静岡県	87,195	46	鹿児島県	52,788
23	愛知県	169,564	47	沖縄県	42,888
24	三重県	51,737		合計	3,277,303

(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省） … 「長期経理損益計算書」、（平成 27 年 10 月以降）「厚生年金保険経理損益計算書」、「退職等年金経理損益計算書」、「経過の長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-6 『地方公務員給与実態調査』（総務省） --- 「第 1 表の 2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額」（1）都道府県及び指定都市、（2）市、（3）町村 全職員数
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合（平成 27 年 9 月まで）、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合（平成 18 年度まで）の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。
- ・同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。
- ・警察共済組合については、資料-2 から退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の 60 歳以上人口の都道府県構成比で按分する。
- ・なお、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-6 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。なお、平成 27 年 10 月以降、指定都市も全国市町村職員共済組合連合会に計上されるようになったため、平成 27 年度については市町村の職員数と指定都市も含めた職員数の都道府県別構成比を平均した値をウェイトとし、以降は指定都市も含めた構成比を採用す

ることとした。

- 上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のよ
うに常住地ベースに変換する。

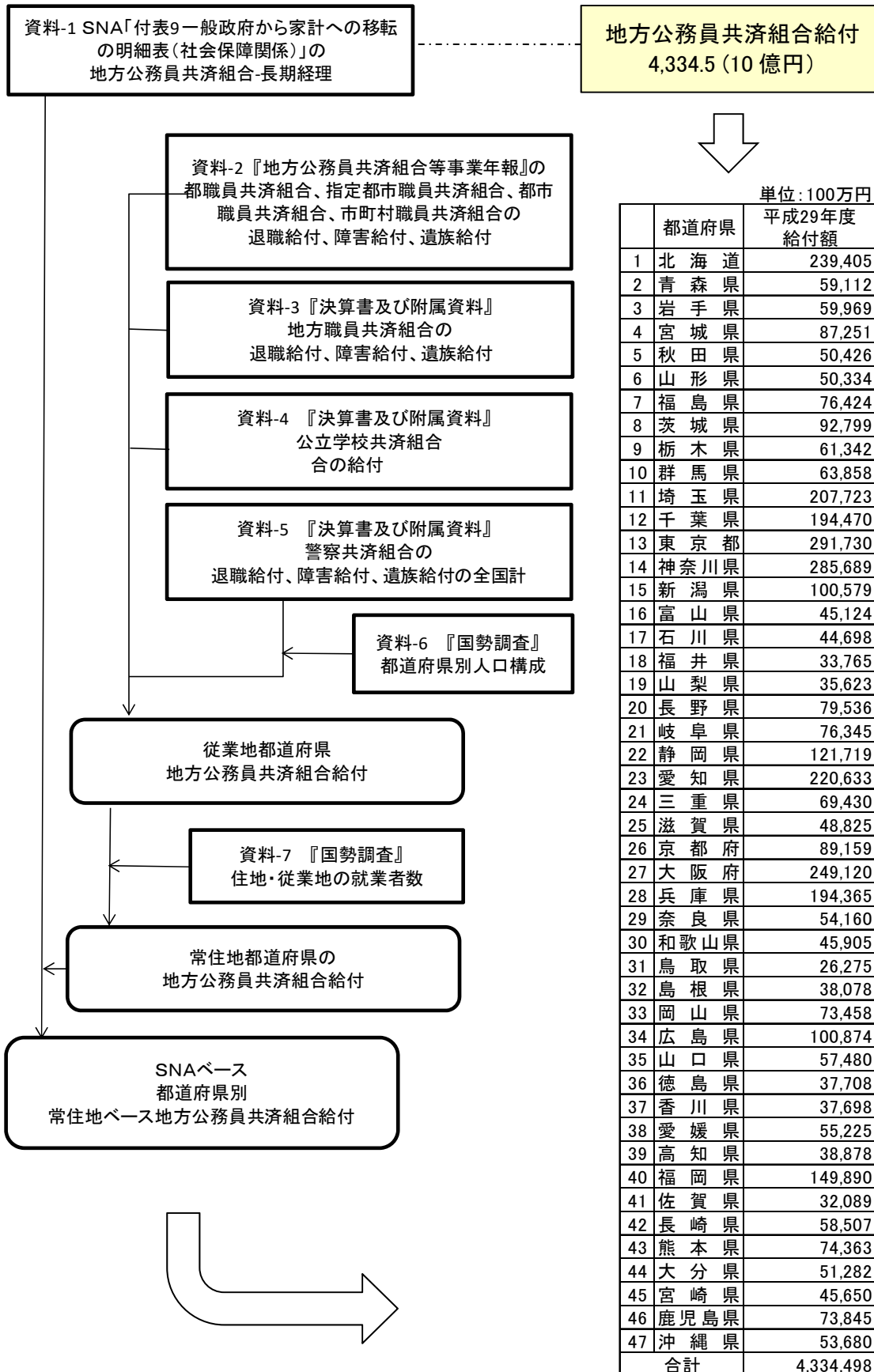
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県iの給付額

Sw_j : 従業地都道府県jの給付額

L_{ij} : 常住地都道府県i, 従業地都道府県jの従業者数

③ 推計フロー



2.1.5 私学・その他共済

(1) 負担

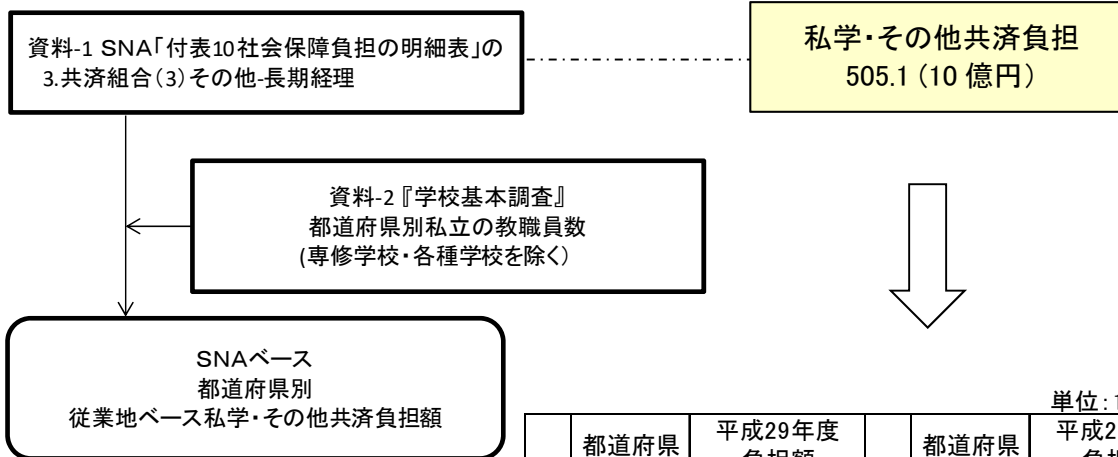
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成29年度 負担額		都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	17,440	25	滋賀県	2,350
2	青森県	3,542	26	京都府	18,862
3	岩手県	3,324	27	大阪府	38,865
4	宮城県	8,741	28	兵庫県	19,325
5	秋田県	1,190	29	奈良県	4,400
6	山形県	2,717	30	和歌山県	1,563
7	福島県	4,831	31	鳥取県	1,125
8	茨城県	7,154	32	島根県	734
9	栃木県	11,701	33	岡山県	7,299
10	群馬県	4,788	34	広島県	10,559
11	埼玉県	25,793	35	山口県	4,393
12	千葉県	20,010	36	徳島県	1,456
13	東京都	124,867	37	香川県	2,112
14	神奈川県	32,586	38	愛媛県	3,714
15	新潟県	4,194	39	高知県	1,612
16	富山県	1,576	40	福岡県	25,606
17	石川県	4,696	41	佐賀県	2,062
18	福井県	1,545	42	長崎県	4,223
19	山梨県	2,442	43	熊本県	4,744
20	長野県	4,090	44	大分県	3,277
21	岐阜県	6,232	45	宮崎県	3,366
22	静岡県	9,795	46	鹿児島県	4,516
23	愛知県	29,720	47	沖縄県	1,951
24	三重県	4,013		合計	505,101

(2) 給付

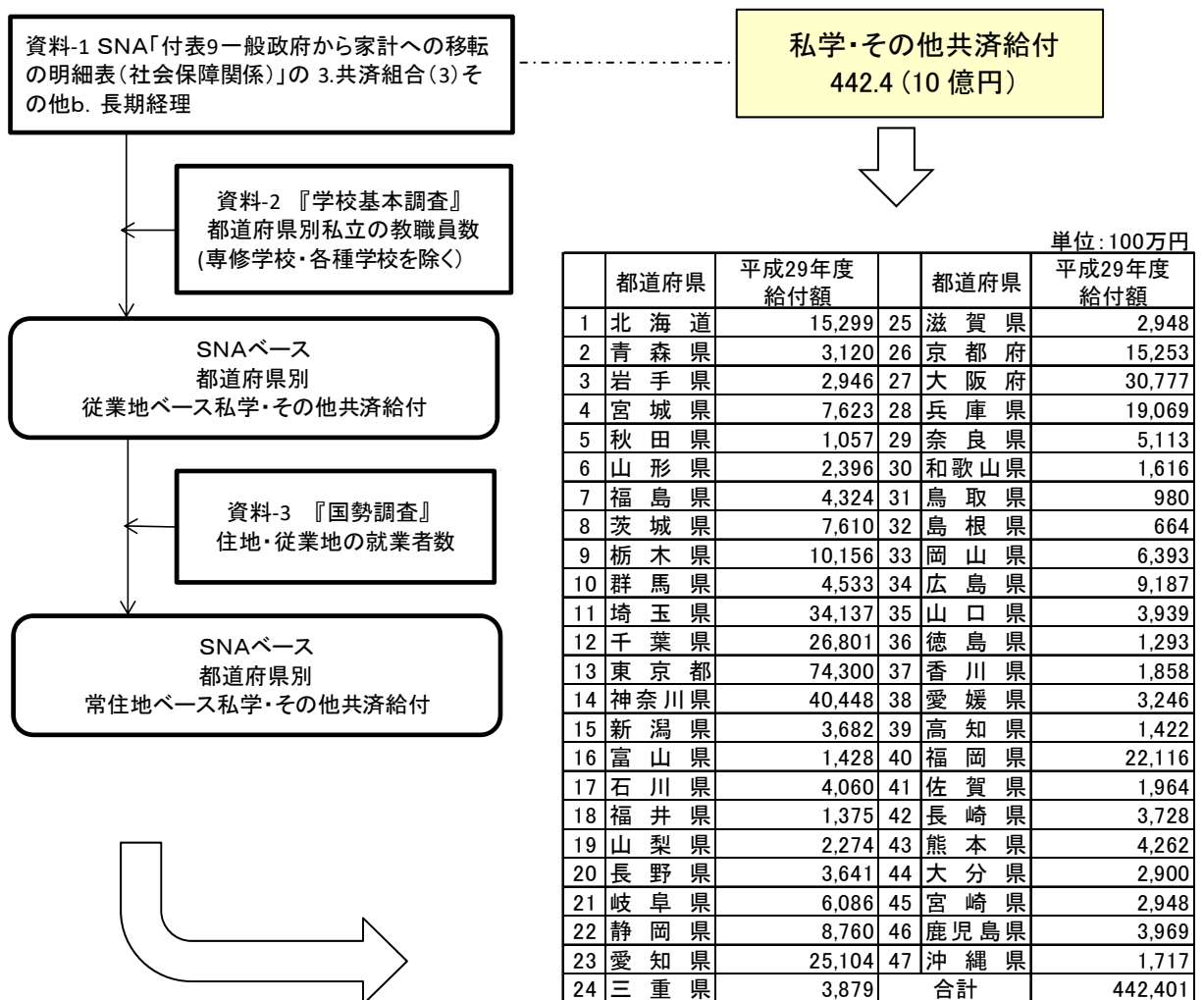
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省）--- 「第3表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（3）その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.1.6 船員保険

(1) 負担

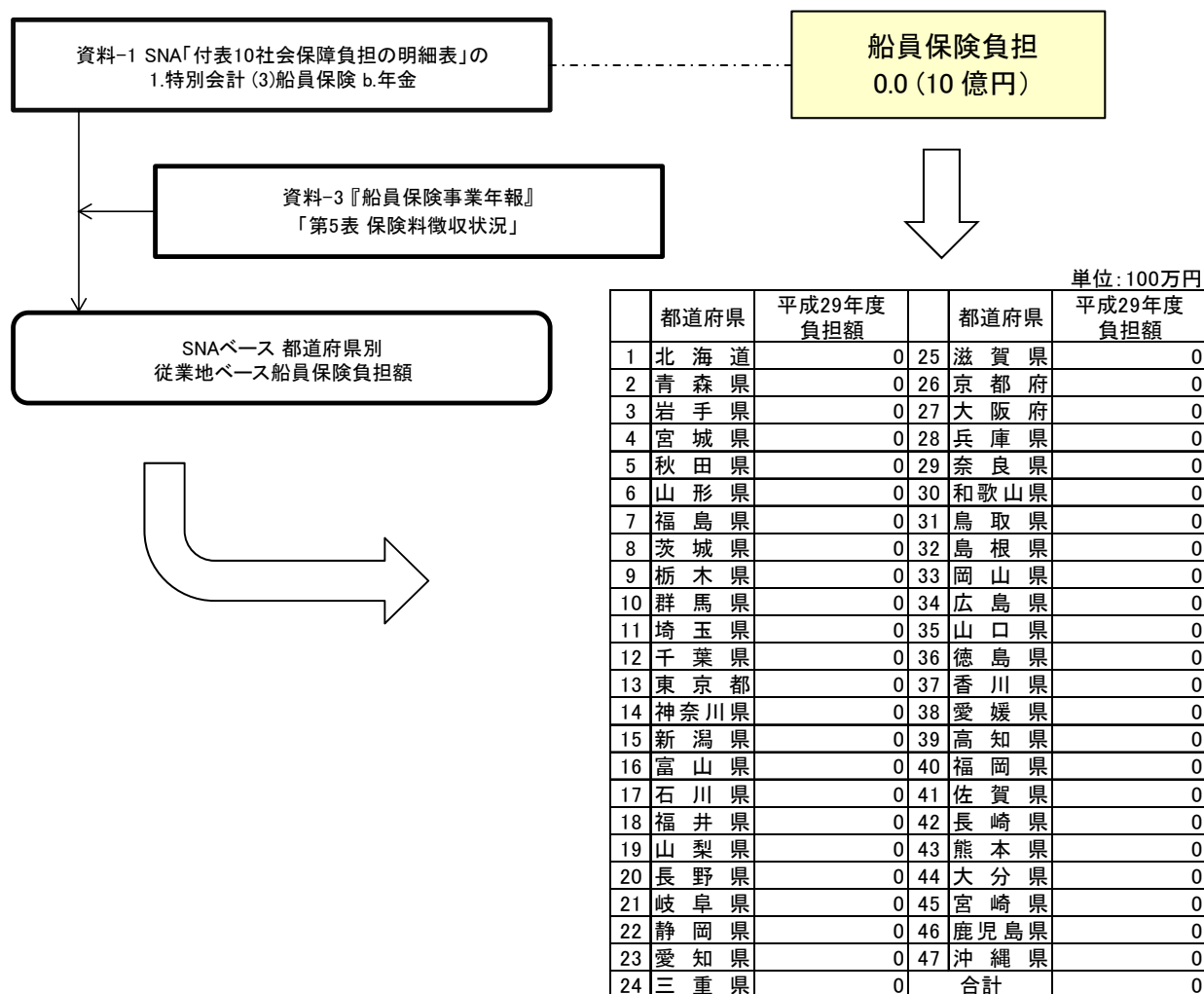
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③ 推計フロー



(2) 給付

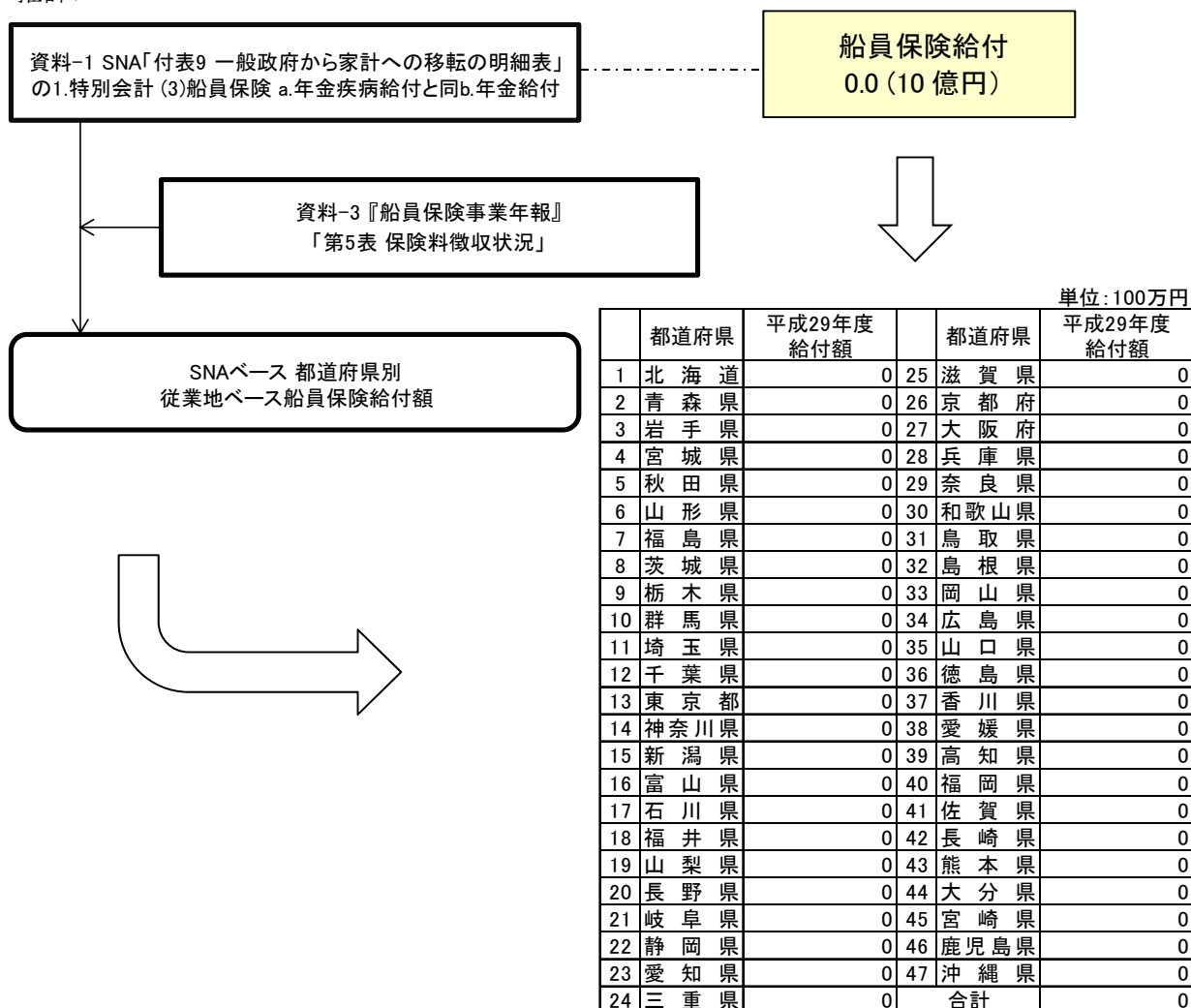
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省） --- 統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合） --- 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合） --- 「第1表 摘要状況」

② 推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の「1. 特別会計（4）船員保険」の現物社会移転以外の社会給付（疾病給付と年金給付の合計）をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比（2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額都道府県構成比）で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.1.7 その他

(1) 給付

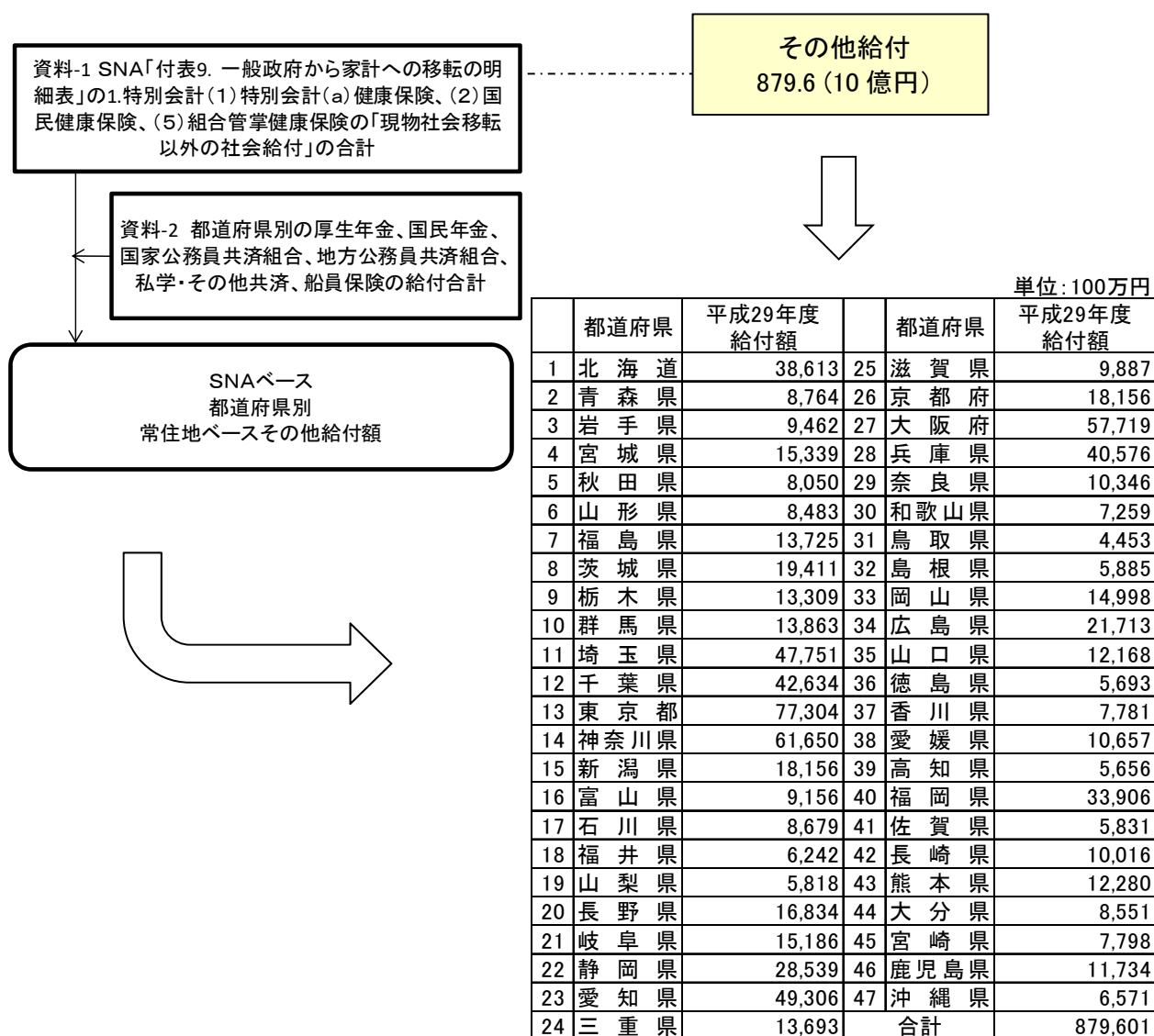
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

② 推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の1. 特別会計（1）特別会計（a）健康保険、同（2）国民健康保険及び（5）組合管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2 の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1) 負担

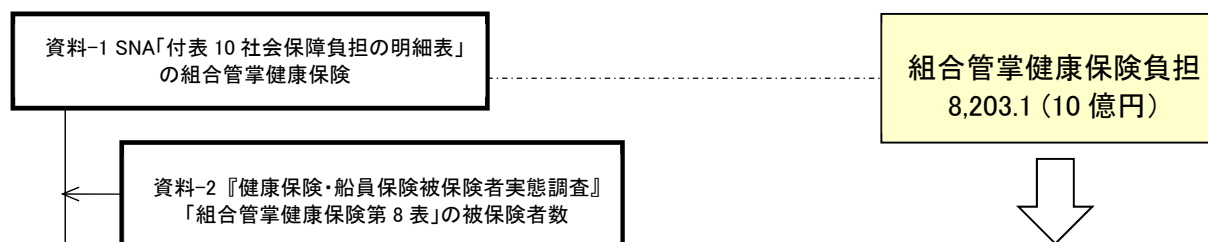
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）--- 「組合管掌健康保険 第8表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

② 推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 負担額		都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	108,889	25	滋賀県	32,557
2	青森県	14,889	26	京都府	88,491
3	岩手県	17,470	27	大阪府	769,221
4	宮城県	63,080	28	兵庫県	161,299
5	秋田県	16,080	29	奈良県	11,762
6	山形県	17,470	30	和歌山県	11,068
7	福島県	39,506	31	鳥取県	6,551
8	茨城県	76,480	32	島根県	10,671
9	栃木県	58,713	33	岡山県	38,513
10	群馬県	62,534	34	広島県	99,459
11	埼玉県	222,890	35	山口県	37,074
12	千葉県	213,857	36	徳島県	8,685
13	東京都	4,246,222	37	香川県	23,475
14	神奈川県	484,789	38	愛媛県	24,666
15	新潟県	63,676	39	高知県	7,643
16	富山県	43,079	40	福岡県	142,290
17	石川県	23,674	41	佐賀県	8,884
18	福井県	20,497	42	長崎県	11,911
19	山梨県	17,321	43	熊本県	18,314
20	長野県	74,942	44	大分県	12,705
21	岐阜県	39,059	45	宮崎県	11,812
22	静岡県	181,151	46	鹿児島県	16,676
23	愛知県	488,114	47	沖縄県	20,200
24	三重県	34,791		合計	8,203,100

2.2.2 政府（協会）管掌健康保険

(1) 負担

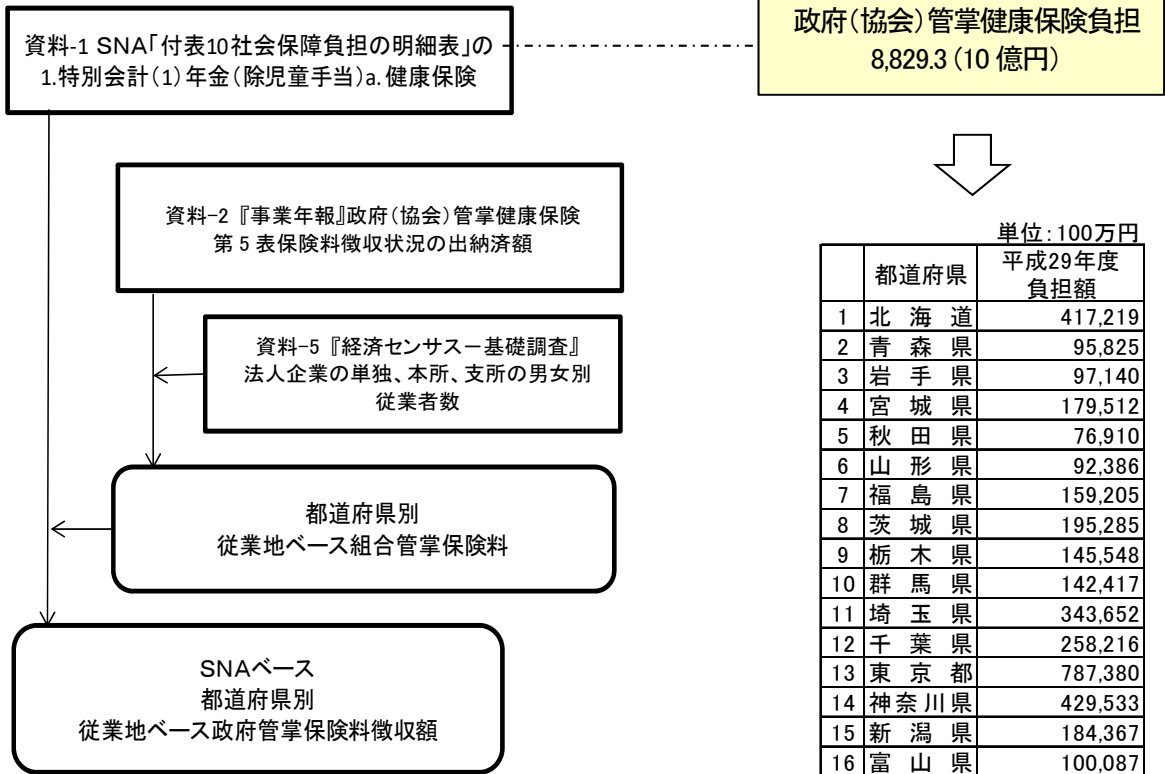
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③ 推計フロー

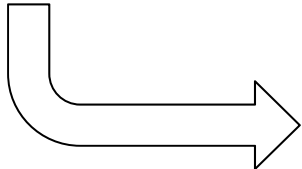


政府(協会)管掌健康保険負担
8,829.3 (10 億円)



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	417,219
2	青森県	95,825
3	岩手県	97,140
4	宮城県	179,512
5	秋田県	76,910
6	山形県	92,386
7	福島県	159,205
8	茨城県	195,285
9	栃木県	145,548
10	群馬県	142,417
11	埼玉県	343,652
12	千葉県	258,216
13	東京都	787,380
14	神奈川県	429,533
15	新潟県	184,367
16	富山県	100,087
17	石川県	109,493
18	福井県	71,912
19	山梨県	63,780
20	長野県	155,334
21	岐阜県	177,458
22	静岡県	273,130
23	愛知県	585,956
24	三重県	144,938
25	滋賀県	103,798
26	京都府	183,299
27	大阪府	642,964
28	兵庫県	364,661
29	奈良県	81,824
30	和歌山県	65,580
31	鳥取県	47,749
32	島根県	58,053
33	岡山県	171,227
34	広島県	242,347
35	山口県	109,366
36	徳島県	64,971
37	香川県	85,844
38	愛媛県	112,924
39	高知県	58,725
40	福岡県	399,869
41	佐賀県	73,203
42	長崎県	104,284
43	熊本県	145,119
44	大分県	96,079
45	宮崎県	91,541
46	鹿児島県	136,138
47	沖縄県	103,053
	合計	8,829,301



2.2.3 国民健康保険等

(1) 負担

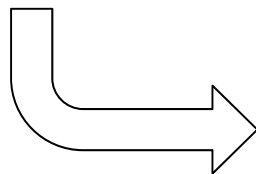
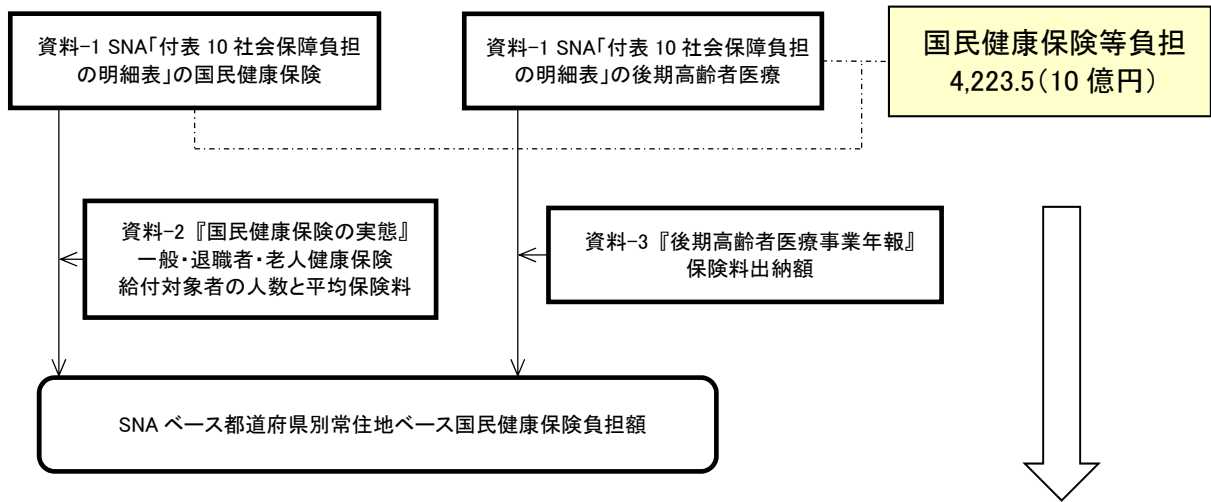
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）…「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）…「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

② 推計方法

- 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2. 国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 負担額		都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	163,570	25	滋賀県	38,411
2	青森県	38,370	26	京都府	81,892
3	岩手県	31,945	27	大阪府	292,396
4	宮城県	66,055	28	兵庫県	179,450
5	秋田県	26,585	29	奈良県	43,076
6	山形県	35,402	30	和歌山県	31,929
7	福島県	49,458	31	鳥取県	15,096
8	茨城県	88,665	32	島根県	19,350
9	栃木県	73,612	33	岡山県	57,477
10	群馬県	61,578	34	広島県	87,162
11	埼玉県	234,611	35	山口県	45,445
12	千葉県	191,588	36	徳島県	22,801
13	東京都	700,988	37	香川県	29,570
14	神奈川県	302,687	38	愛媛県	39,327
15	新潟県	60,285	39	高知県	23,097
16	富山県	29,699	40	福岡県	146,842
17	石川県	33,920	41	佐賀県	26,689
18	福井県	21,555	42	長崎県	43,979
19	山梨県	26,622	43	熊本県	52,201
20	長野県	65,501	44	大分県	32,577
21	岐阜県	65,705	45	宮崎県	33,941
22	静岡県	119,846	46	鹿児島県	44,312
23	愛知県	253,702	47	沖縄県	36,000
24	三重県	58,532		合計	4,223,501

2.2.4 国家公務員共済組合

(1) 負担

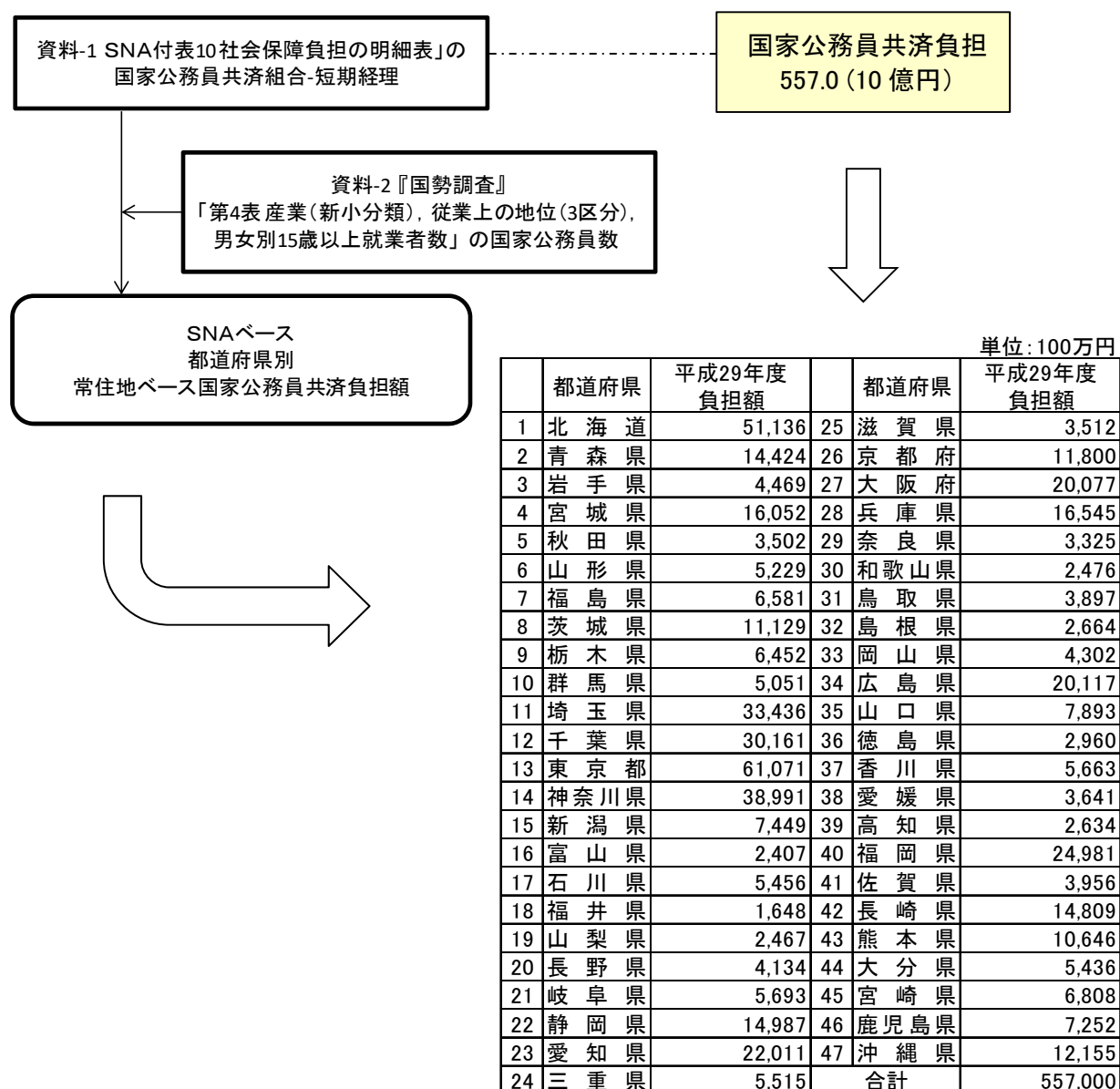
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第5表 従業上の地位(8区分), 産業(小分類), 男女別 15歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1) 負担

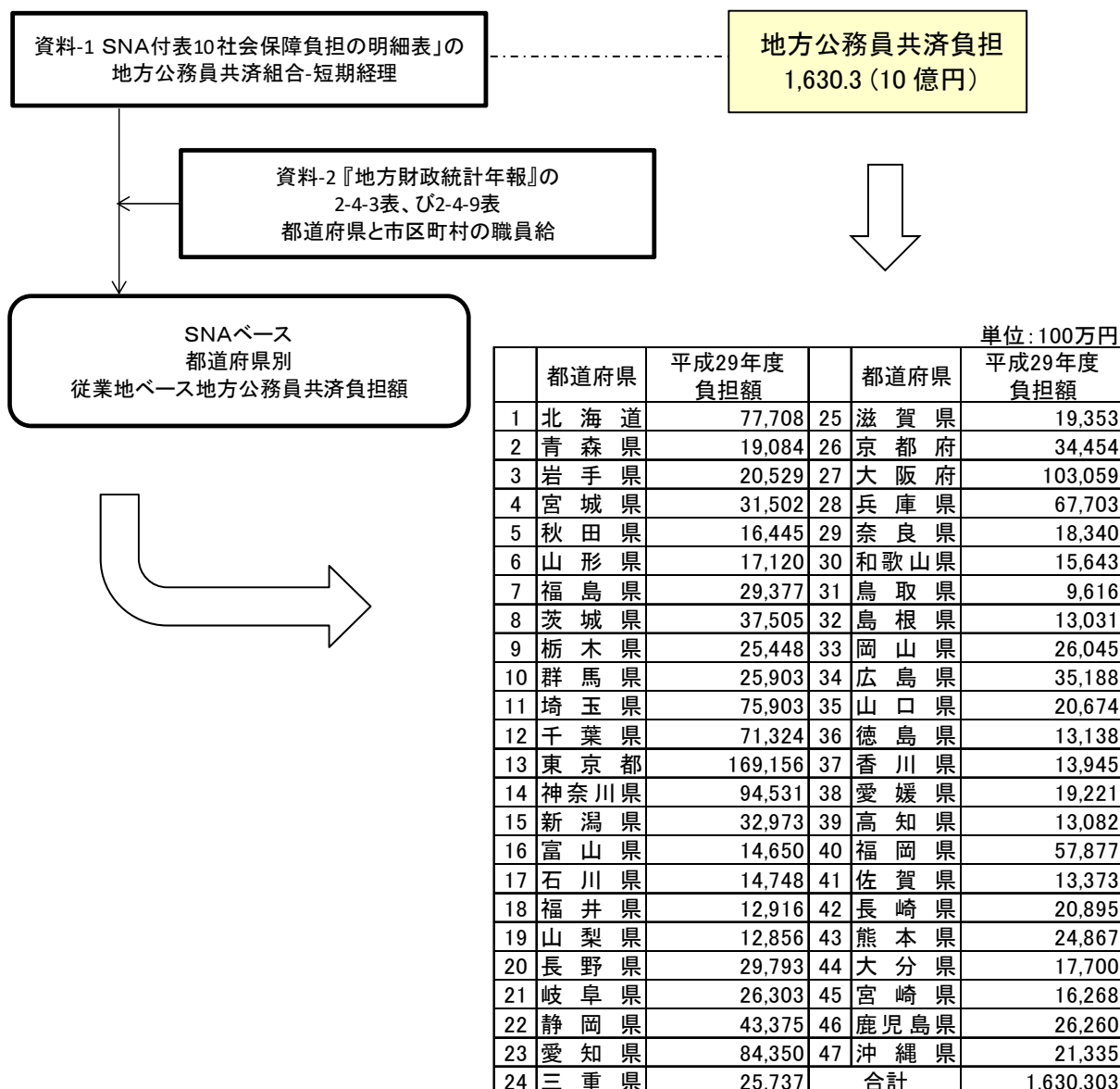
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1) 負担

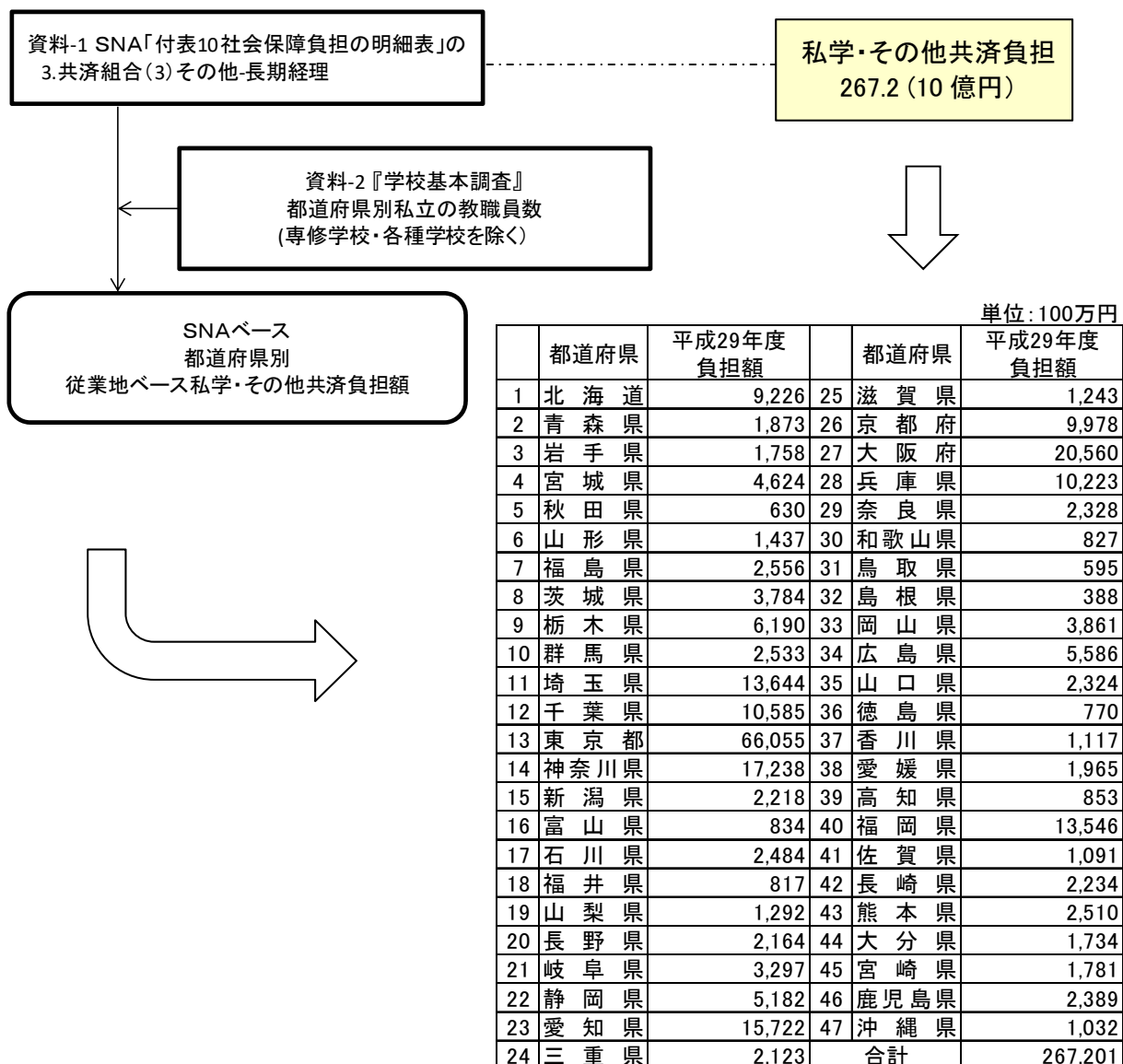
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）---「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の給与水準の違いは反映できていない）。なお、資料2の詳細については、2.1.5 【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.2.7 船員保険

(1) 負担

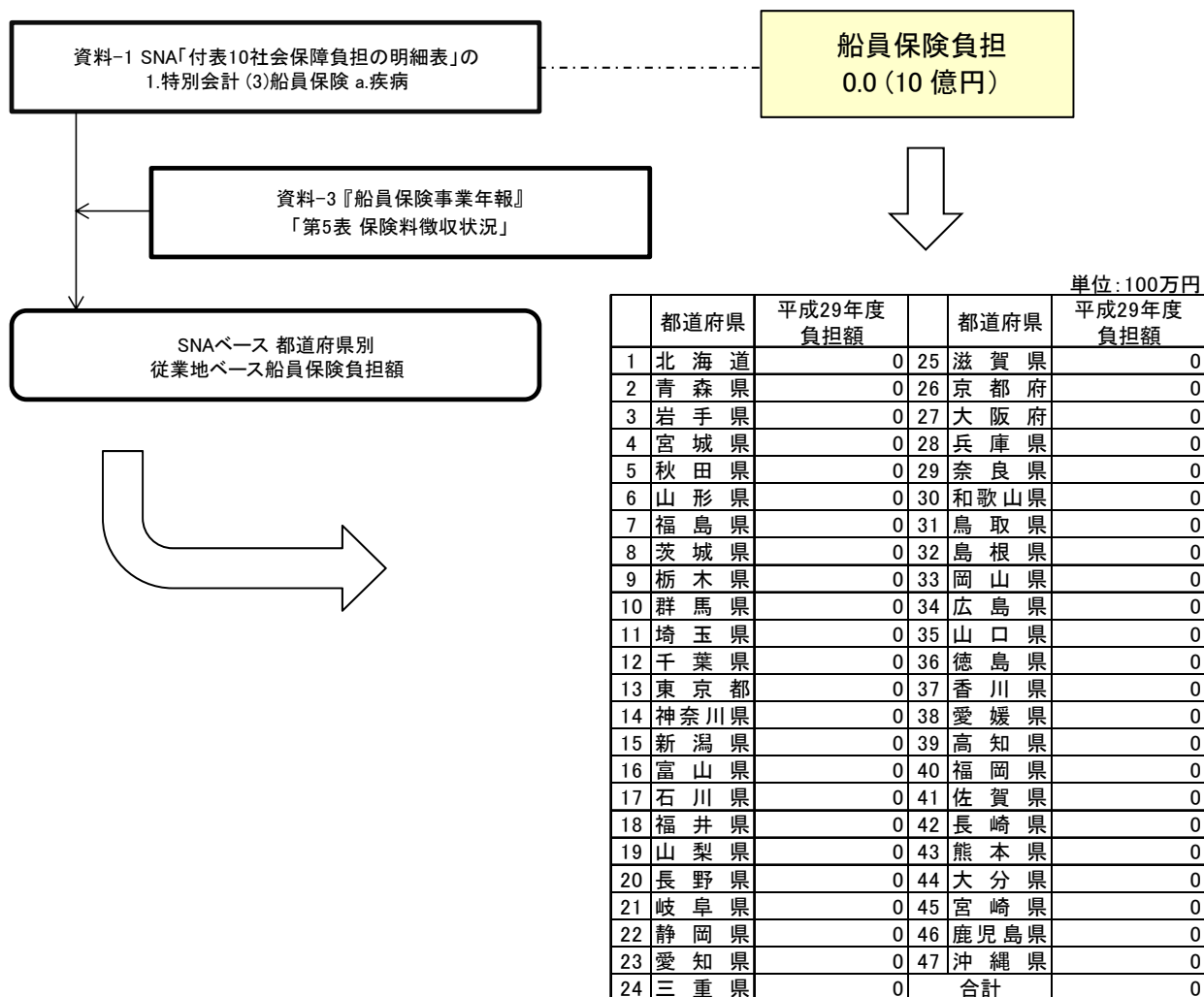
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



2.2.8 若年医療給付（社会保険診療報酬支払基金分）

(1) 給付

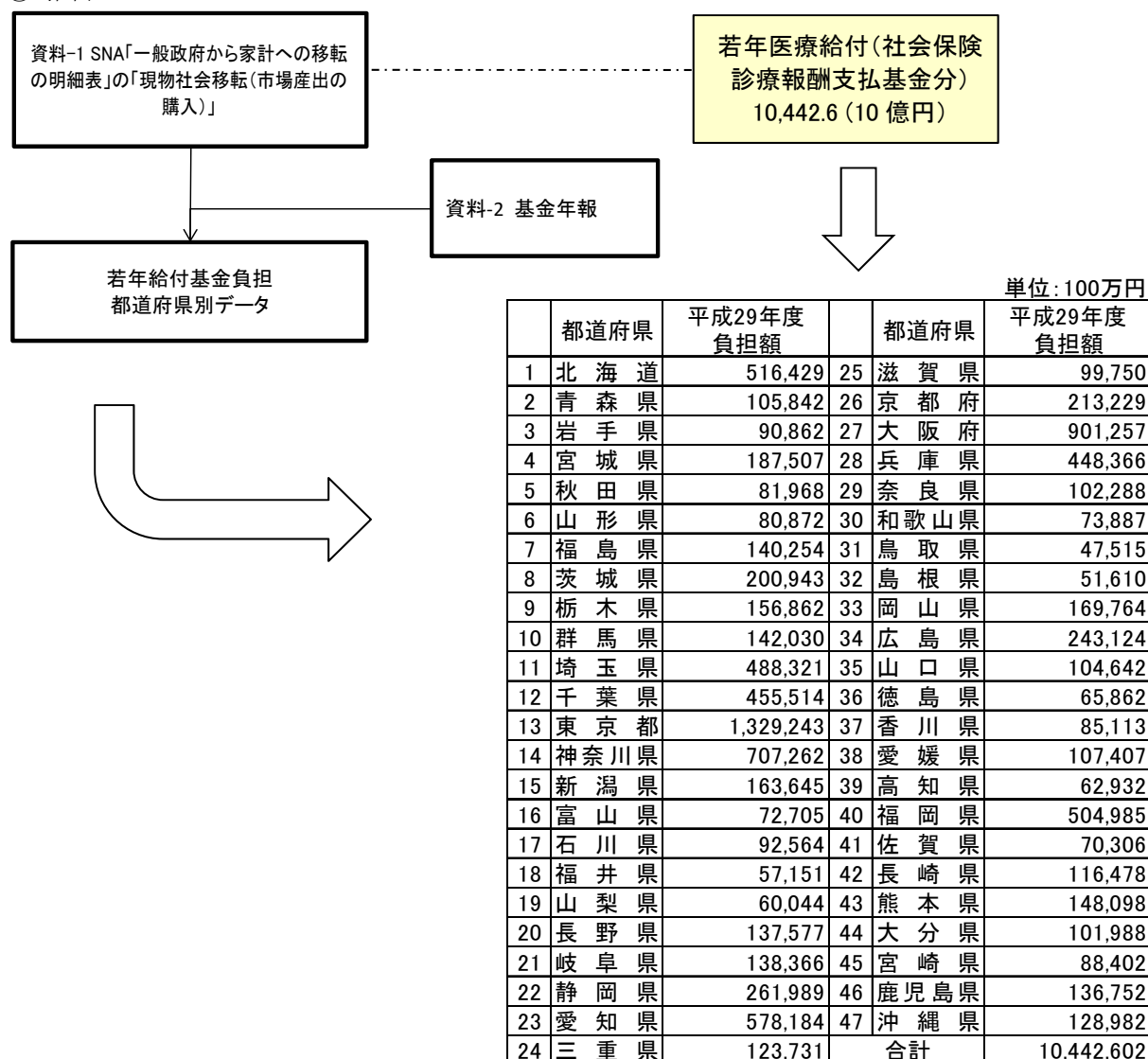
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の現物社会移転（市場産出の購入）
- ・資料-2 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額（平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区（老人保健）支払額を控除）

② 推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



2.2.9 若年医療給付（国保・一般、退職者、組合給付分）

(1) 給付

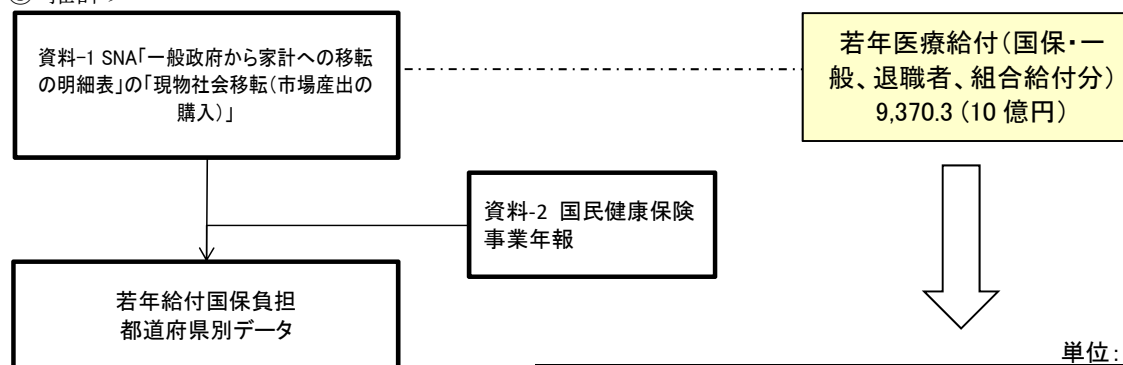
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の 1. 社会保障給付のうち(2)国民健康保険の現物社会移転（市場産出の購入）
- ・資料-2 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----11 表 都道府県別医療費の状況（その1）保険者負担額（平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除）

② 推計方法

- ・資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 給付額		都道府県	平成29年度 給付額
1	北海道	424,594	25	滋賀県	94,756
2	青森県	103,478	26	京都府	193,144
3	岩手県	96,210	27	大阪府	701,360
4	宮城県	163,964	28	兵庫県	413,857
5	秋田県	79,728	29	奈良県	104,172
6	山形県	79,297	30	和歌山県	85,348
7	福島県	146,438	31	鳥取県	42,763
8	茨城県	209,876	32	島根県	54,216
9	栃木県	144,178	33	岡山県	150,388
10	群馬県	146,841	34	広島県	212,848
11	埼玉県	514,777	35	山口県	122,327
12	千葉県	441,218	36	徳島県	59,576
13	東京都	890,794	37	香川県	82,040
14	神奈川県	608,145	38	愛媛県	114,670
15	新潟県	158,462	39	高知県	67,145
16	富山県	70,673	40	福岡県	380,145
17	石川県	86,899	41	佐賀県	71,750
18	福井県	54,474	42	長崎県	130,242
19	山梨県	64,309	43	熊本県	164,880
20	長野県	150,203	44	大分県	100,894
21	岐阜県	154,294	45	宮崎県	94,783
22	静岡県	271,380	46	鹿児島県	152,091
23	愛知県	466,587	47	沖縄県	116,815
24	三重県	133,271		合計	9,370,300

2.2.10 老人保健医療（後期高齢者医療）給付

(1) 給付

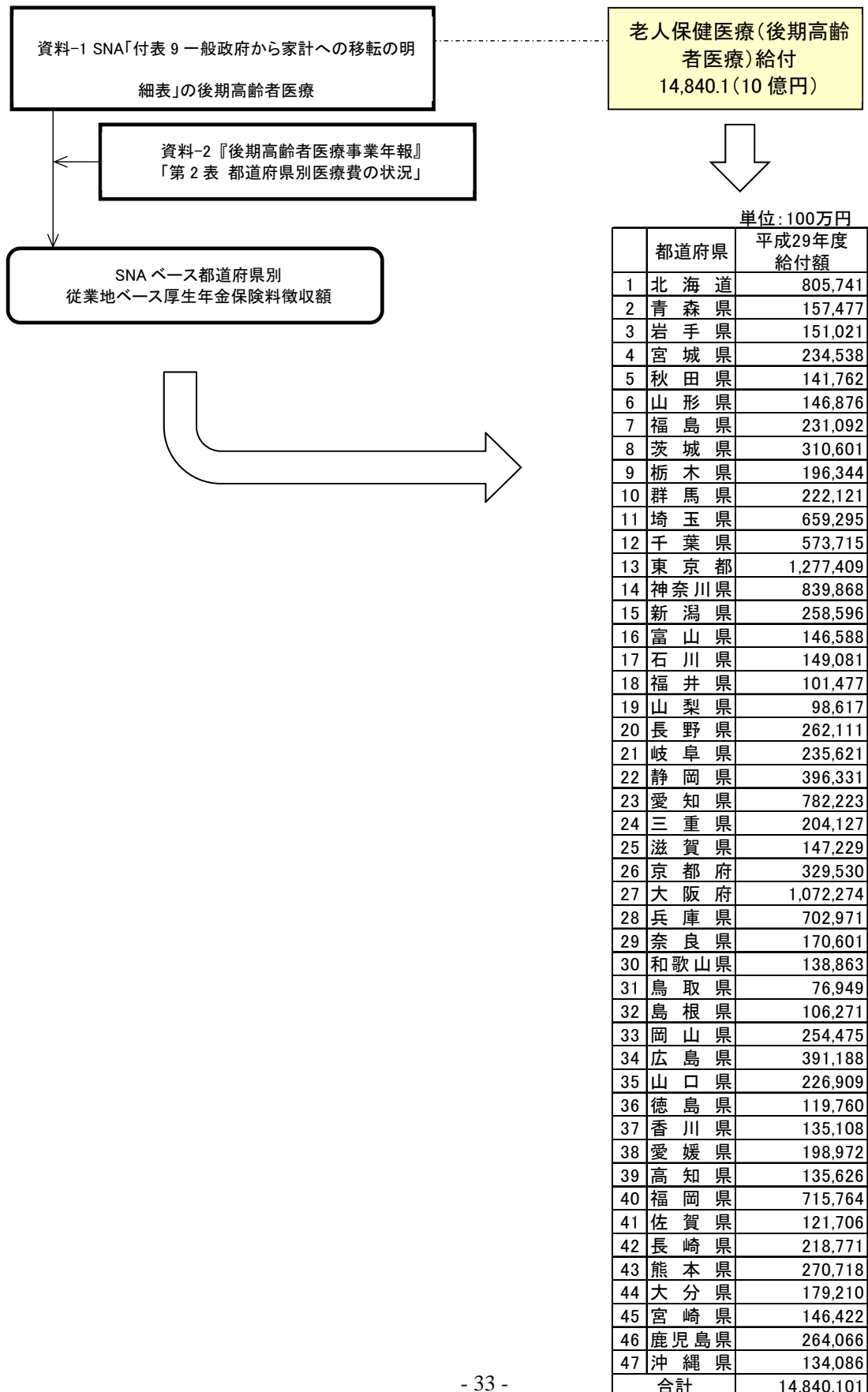
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』（厚生労働省）----第 2 表 都道府県別医療費の状況（1）医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----第 5 表（続）支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区（老人保健）支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』（厚生労働省）----表 11 表 都道府県別医療費の状況（その 6）老人保健負担分

② 推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③ 推計フロー



2.2.1 1 介護

(1) 負担

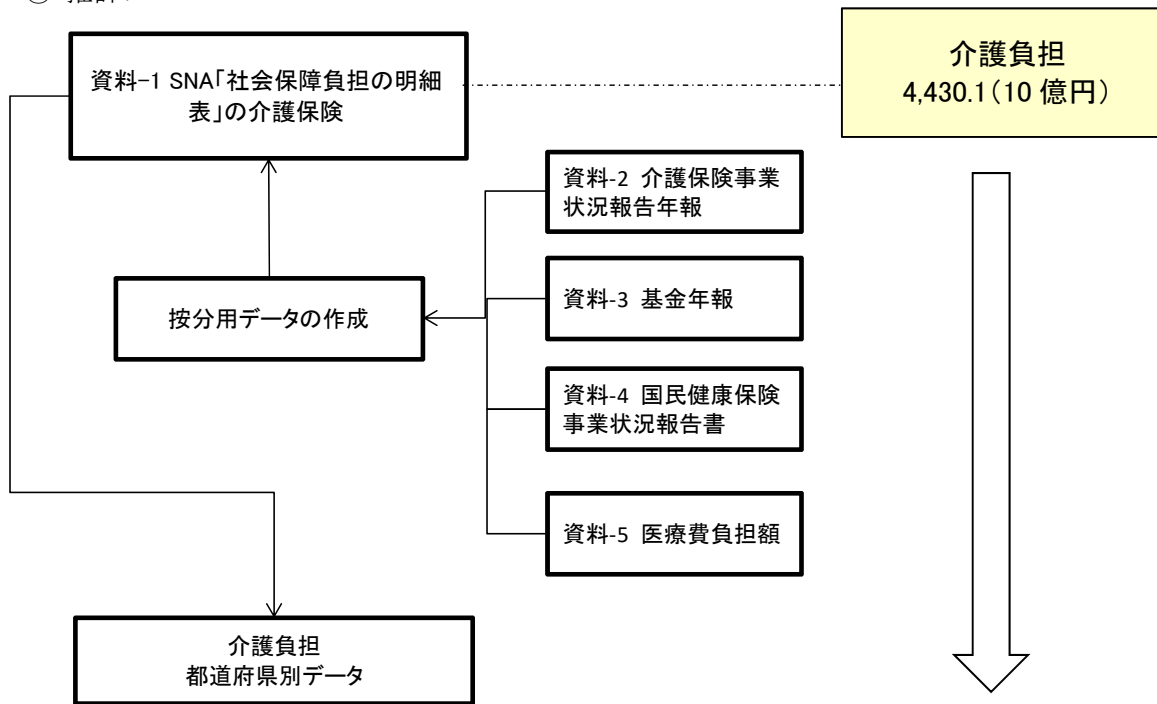
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計（第 1 号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B 表 介護納付金（第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額（資料-2）と第 2 号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成29年度 負担額		都道府県	平成29年度 負担額
1	北海道	167,443	25	滋賀県	42,746
2	青森県	44,006	26	京都府	86,289
3	岩手県	41,574	27	大阪府	328,588
4	宮城県	72,978	28	兵庫県	168,757
5	秋田県	36,842	29	奈良県	39,444
6	山形県	39,298	30	和歌山県	32,617
7	福島県	60,810	31	鳥取県	20,319
8	茨城県	88,352	32	島根県	25,512
9	栃木県	60,859	33	岡山県	67,026
10	群馬県	65,593	34	広島県	100,758
11	埼玉県	191,509	35	山口県	48,965
12	千葉県	167,580	36	徳島県	25,570
13	東京都	774,296	37	香川県	34,826
14	神奈川県	272,339	38	愛媛県	47,919
15	新潟県	82,356	39	高知県	24,122
16	富山県	42,187	40	福岡県	160,002
17	石川県	41,407	41	佐賀県	27,490
18	福井県	28,622	42	長崎県	45,110
19	山梨県	26,885	43	熊本県	55,806
20	長野県	72,403	44	大分県	37,759
21	岐阜県	67,812	45	宮崎県	35,392
22	静岡県	126,392	46	鹿児島県	52,395
23	愛知県	251,541	47	沖縄県	38,699
24	三重県	60,903		合計	4,430,098

(2) 給付

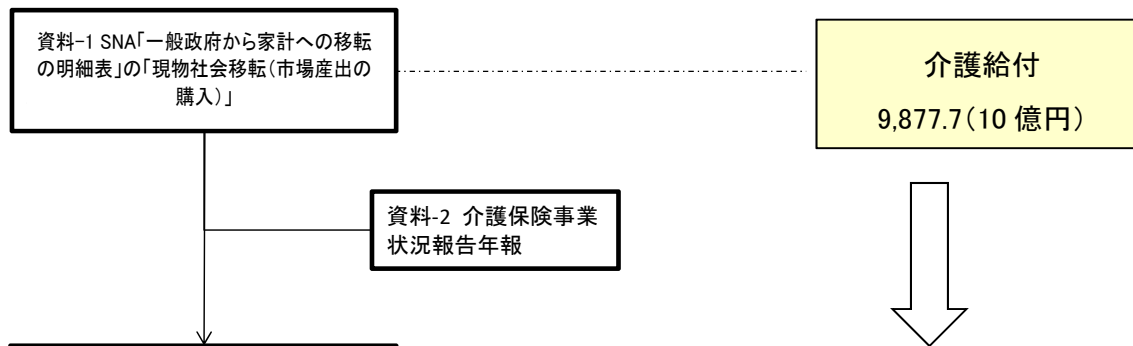
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5.付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）のうち介護保険の現物社会移転（市場産出の購入）
- 資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第12表 都道府県別保険給付支払額（その2）合計 支払済額累計

② 推計方法

- 資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 給付額		都道府県	平成29年度 給付額
1	北海道	433,077	25	滋賀県	98,625
2	青森県	134,896	26	京都府	219,890
3	岩手県	124,699	27	大阪府	708,555
4	宮城県	172,001	28	兵庫県	430,138
5	秋田県	121,915	29	奈良県	107,049
6	山形県	111,828	30	和歌山県	102,396
7	福島県	167,847	31	鳥取県	57,742
8	茨城県	205,411	32	島根県	79,667
9	栃木県	136,455	33	岡山県	174,699
10	群馬県	161,307	34	広島県	236,914
11	埼玉県	427,521	35	山口県	130,741
12	千葉県	390,051	36	徳島県	76,823
13	東京都	879,728	37	香川県	91,217
14	神奈川県	593,115	38	愛媛県	140,846
15	新潟県	231,388	39	高知県	73,305
16	富山県	102,925	40	福岡県	395,437
17	石川県	100,070	41	佐賀県	73,110
18	福井県	71,324	42	長崎県	133,045
19	山梨県	71,552	43	熊本県	171,416
20	長野県	189,074	44	大分県	109,395
21	岐阜県	163,228	45	宮崎県	103,583
22	静岡県	285,275	46	鹿児島県	161,874
23	愛知県	468,045	47	沖縄県	101,545
24	三重県	156,956		合計	9,877,700

2.3 税金部門

2.3.1 所得税

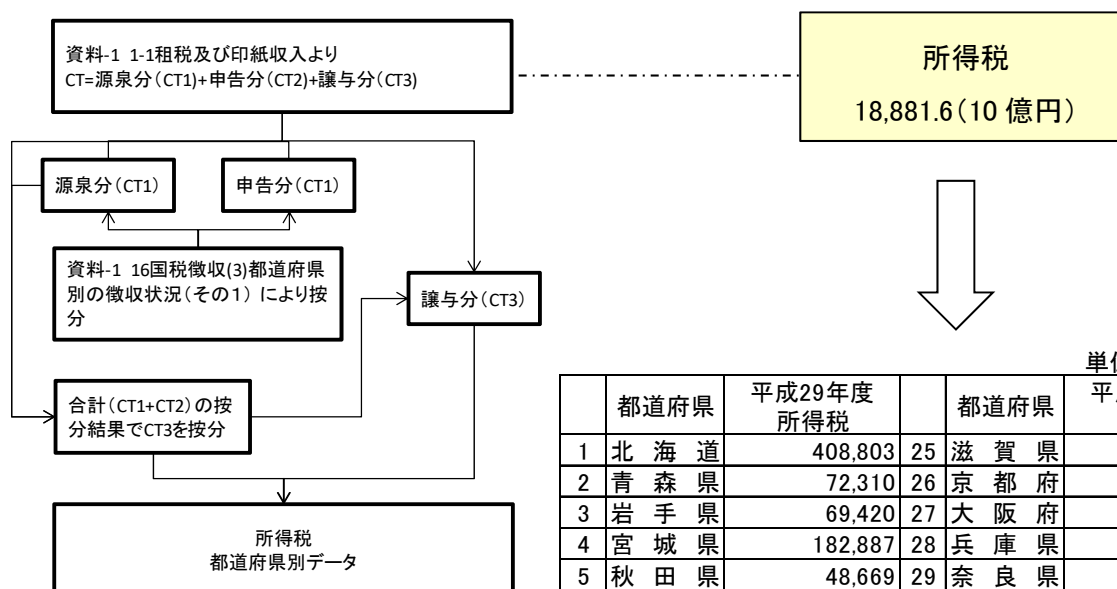
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- ・所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成 24 年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与分）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③ 推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成29年度 所得税		都道府県	平成29年度 所得税
1	北海道	408,803	25	滋賀県	90,574
2	青森県	72,310	26	京都府	292,261
3	岩手県	69,420	27	大阪府	1,509,398
4	宮城県	182,887	28	兵庫県	499,829
5	秋田県	48,669	29	奈良県	85,980
6	山形県	62,682	30	和歌山県	60,064
7	福島県	137,076	31	鳥取県	31,217
8	茨城県	207,161	32	島根県	39,052
9	栃木県	152,399	33	岡山県	140,088
10	群馬県	153,144	34	広島県	271,216
11	埼玉県	553,889	35	山口県	113,042
12	千葉県	449,991	36	徳島県	56,711
13	東京都	8,594,635	37	香川県	79,741
14	神奈川県	982,349	38	愛媛県	99,029
15	新潟県	149,103	39	高知県	47,489
16	富山県	91,071	40	福岡県	447,566
17	石川県	101,588	41	佐賀県	52,357
18	福井県	61,503	42	長崎県	84,032
19	山梨県	66,613	43	熊本県	116,001
20	長野県	156,906	44	大分県	69,552
21	岐阜県	161,638	45	宮崎県	73,341
22	静岡県	338,334	46	鹿児島県	91,841
23	愛知県	1,092,144	47	沖縄県	97,556
24	三重県	139,312		合計	18,881,564

注：CT はコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

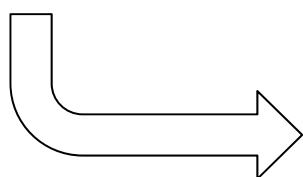
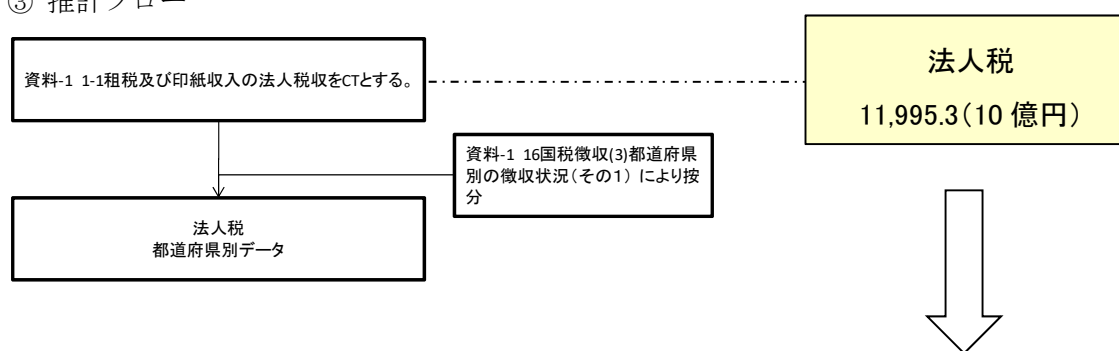
① 使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

② 推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成 24～26 年度は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 法人税		都道府県	平成29年度 法人税
1	北海道	203,437	25	滋賀県	40,027
2	青森県	30,738	26	京都府	197,144
3	岩手県	36,262	27	大阪府	1,256,320
4	宮城県	82,631	28	兵庫県	242,623
5	秋田県	20,188	29	奈良県	28,397
6	山形県	27,895	30	和歌山県	27,645
7	福島県	72,385	31	鳥取県	13,988
8	茨城県	76,536	32	島根県	17,988
9	栃木県	54,316	33	岡山県	86,970
10	群馬県	86,598	34	広島県	172,677
11	埼玉県	211,011	35	山口県	83,289
12	千葉県	214,728	36	徳島県	28,919
13	東京都	5,862,373	37	香川県	47,499
14	神奈川県	419,283	38	愛媛県	75,191
15	新潟県	86,565	39	高知県	21,083
16	富山県	55,676	40	福岡県	285,516
17	石川県	55,024	41	佐賀県	26,563
18	福井県	39,632	42	長崎県	34,150
19	山梨県	58,233	43	熊本県	53,571
20	長野県	83,476	44	大分県	31,051
21	岐阜県	90,761	45	宮崎県	30,433
22	静岡県	194,475	46	鹿児島県	46,213
23	愛知県	973,755	47	沖縄県	56,879
24	三重県	55,191		合計	11,995,305

2.3.3 消費税

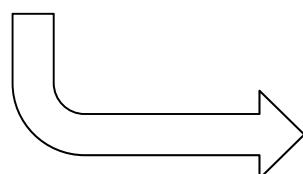
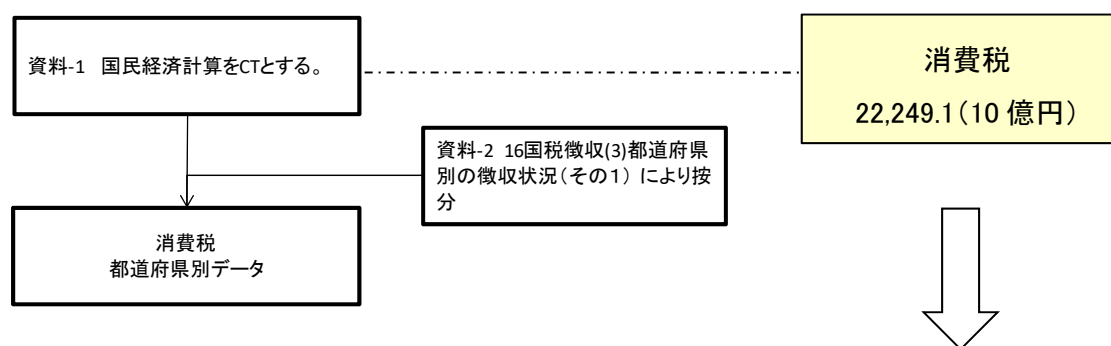
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
1 (1) 生産物に課される税 a. 付加価値型税 (VAT) の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収 (3) 都道府県別の消費税
の徴収状況 (その 1)

② 推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収 (3) 都道府県別の徴収状況 (その 1) の消費税の都道府県別データにより按分する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成29年度 消費税		都道府県	平成29年度 消費税
1	北海道	576,322	25	滋賀県	120,222
2	青森県	118,024	26	京都府	342,360
3	岩手県	111,508	27	大阪府	2,049,406
4	宮城県	281,675	28	兵庫県	569,259
5	秋田県	76,820	29	奈良県	80,245
6	山形県	103,174	30	和歌山県	77,494
7	福島県	201,515	31	鳥取県	45,000
8	茨城県	263,090	32	島根県	59,251
9	栃木県	182,697	33	岡山県	209,233
10	群馬県	228,840	34	広島県	385,094
11	埼玉県	609,435	35	山口県	140,408
12	千葉県	501,971	36	徳島県	63,573
13	東京都	8,802,087	37	香川県	123,288
14	神奈川県	1,141,440	38	愛媛県	149,396
15	新潟県	251,240	39	高知県	60,256
16	富山県	157,323	40	福岡県	642,401
17	石川県	146,081	41	佐賀県	70,786
18	福井県	98,740	42	長崎県	106,578
19	山梨県	79,474	43	熊本県	152,046
20	長野県	221,423	44	大分県	108,365
21	岐阜県	241,210	45	宮崎県	89,107
22	静岡県	413,537	46	鹿児島県	135,578
23	愛知県	1,363,740	47	沖縄県	118,843
24	三重県	179,546		合計	22,249,101

2.3.4 自動車重量税

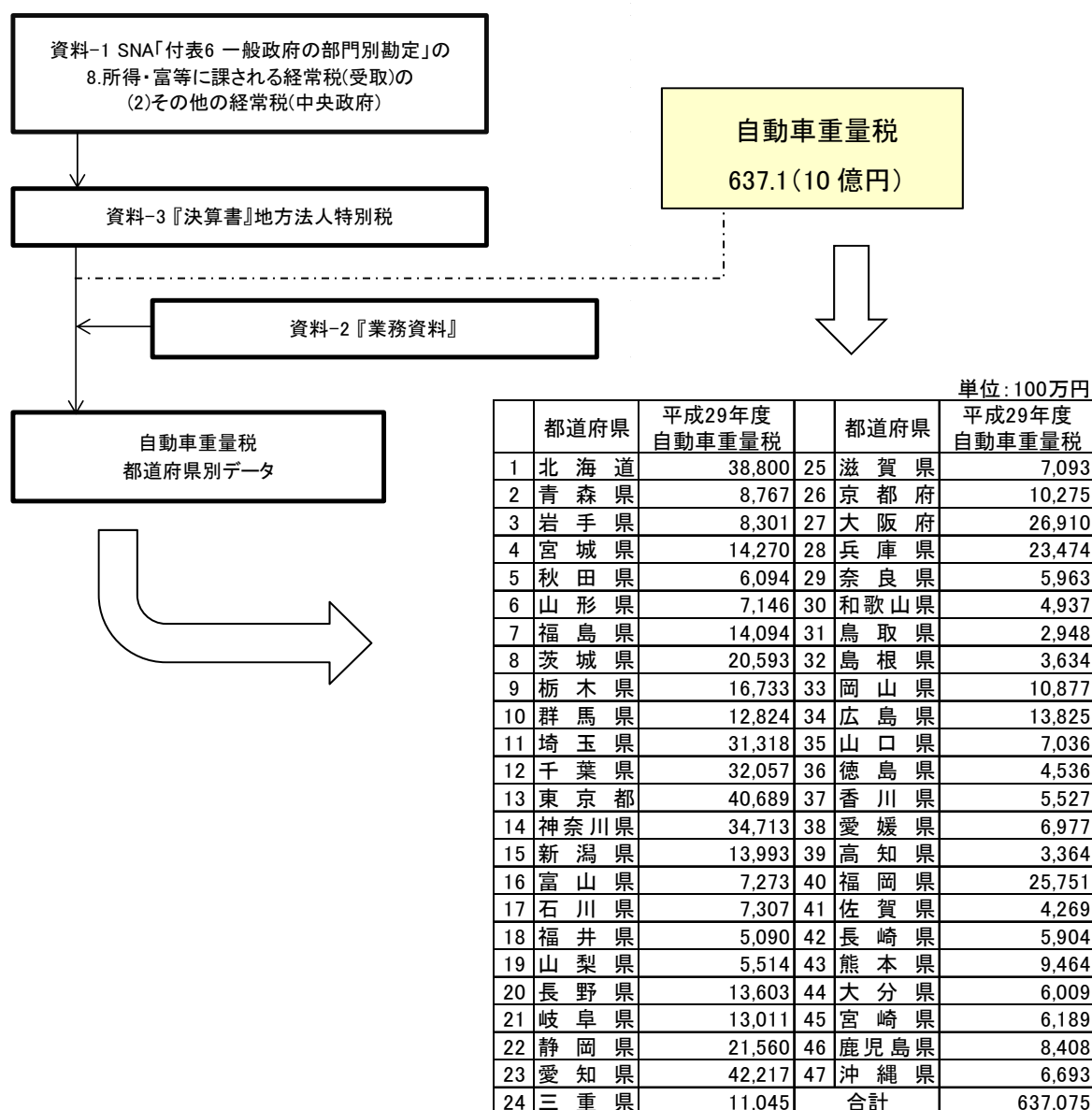
① 使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの
- 資料-3 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）

② 推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 から資料-3 を控除した値を2倍したものである。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③ 推計フロー



2.3.5 輸入関税

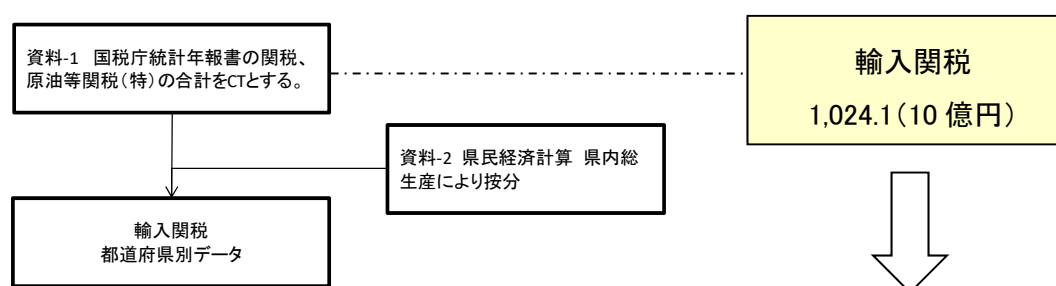
① 使用データ

- ・資料-1 『国税庁統計年報書』(国税庁) ----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- ・資料-2 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質連鎖方式)

② 推計方法

- ・輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。都道府県別の値は、データ等の制約から資料-2 の県内総生産により按分して求める。

③ 推計フロー



単位:100万円

	都道府県	平成29年度 輸入関税		都道府県	平成29年度 輸入関税
1	北海道	34,963	25	滋賀県	11,919
2	青森県	8,062	26	京都府	19,724
3	岩手県	8,369	27	大阪府	73,181
4	宮城県	17,284	28	兵庫県	38,941
5	秋田県	6,455	29	奈良県	6,781
6	山形県	7,839	30	和歌山県	6,224
7	福島県	14,541	31	鳥取県	3,484
8	茨城県	24,769	32	島根県	4,484
9	栃木県	16,605	33	岡山県	14,087
10	群馬県	16,150	34	広島県	21,413
11	埼玉県	42,985	35	山口県	11,576
12	千葉県	37,860	36	徳島県	5,769
13	東京都	197,859	37	香川県	7,043
14	神奈川県	65,034	38	愛媛県	9,282
15	新潟県	16,190	39	高知県	4,364
16	富山県	8,314	40	福岡県	35,657
17	石川県	8,519	41	佐賀県	5,368
18	福井県	6,044	42	長崎県	8,260
19	山梨県	6,282	43	熊本県	10,980
20	長野県	15,441	44	大分県	8,067
21	岐阜県	14,148	45	宮崎県	6,817
22	静岡県	31,532	46	鹿児島県	9,924
23	愛知県	72,523	47	沖縄県	8,011
24	三重県	14,965		合計	1,024,089

2.3.6 その他（税金）

① 使用データ

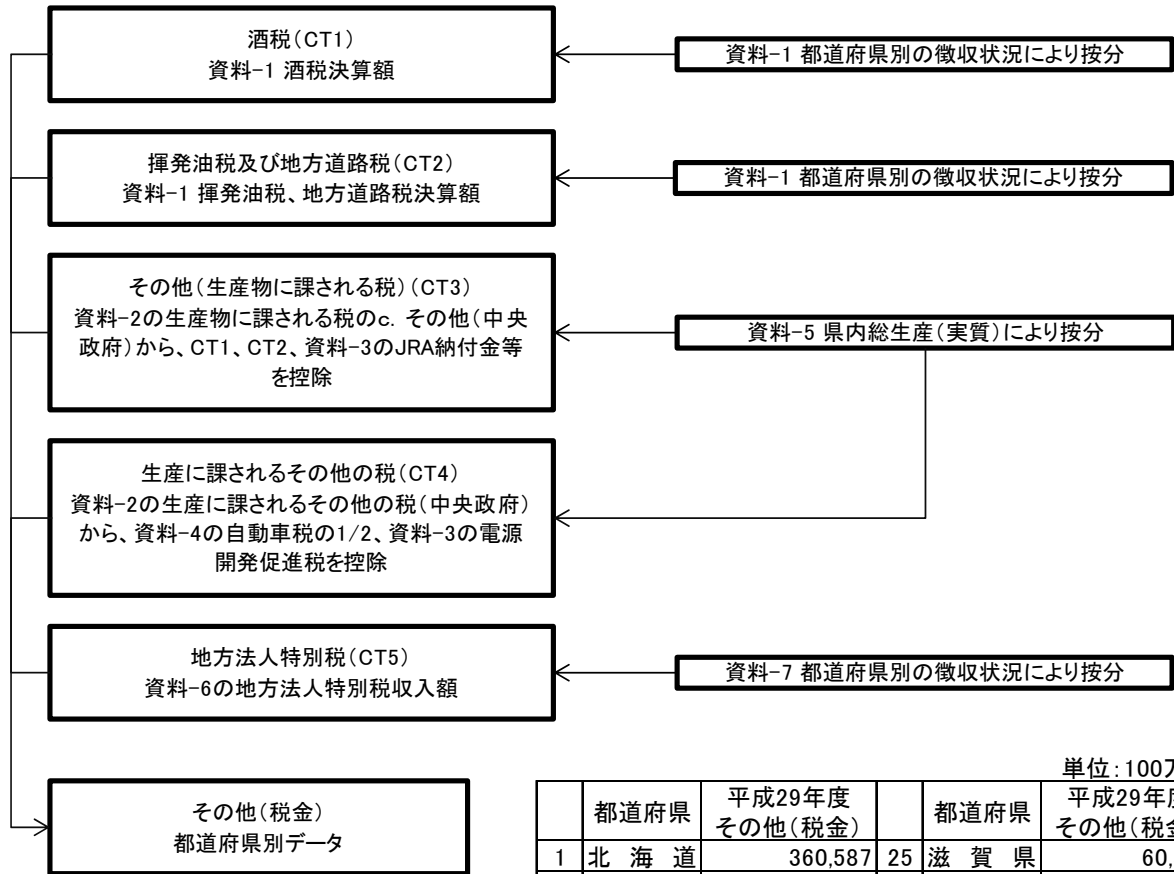
- ・資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況（その2）収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----「付表 6-1 一般政府の部門別勘定」 1 (1)生産物に課される税のc. その他（中央政府分）、 1 (2)生産に課されるその他の税（中央政府）
- ・資料-3 『決算書』（財務省）----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税（電源立地勘定）、電源開発促進税（電源利用化勘定）、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、（本調査）
- ・資料-5 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）
- ・資料-6 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）
- ・資料-7 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 事業税収入額

② 推計方法

- ・その他（税金）は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他（生産物に課される税）からの控除分、その他（生産に課されるその他の税）からの控除分、地方法人特別税の5つの部分から構成される。なお、これら以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める納付金についても扱うこととし、東京都分として加算する。
- ・酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・その他（生産物に課される税）は、資料-2の生産物に課される税のc. その他（中央政府）から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・その他（生産に課されるその他の税）は、資料-2の生産に課されるその他の税（中央政府）から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税（電源立地勘定）及び電源開発促進税（電源利用化勘定）を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

- 地方法人特別税については、資料-6の歳入額をコントロール・トータルとし、資料-7の税収額の比で按分する。

③ 推計フロー



単位: 100万円

	都道府県	平成29年度 その他(税金)		都道府県	平成29年度 その他(税金)
1	北海道	360,587	25	滋賀県	60,513
2	青森県	65,618	26	京都府	145,156
3	岩手県	37,296	27	大阪府	783,696
4	宮城県	221,110	28	兵庫県	243,024
5	秋田県	45,812	29	奈良県	28,916
6	山形県	41,852	30	和歌山県	106,917
7	福島県	112,655	31	鳥取県	15,617
8	茨城県	317,698	32	島根県	19,884
9	栃木県	123,570	33	岡山県	251,750
10	群馬県	121,933	34	広島県	101,389
11	埼玉県	195,892	35	山口県	254,587
12	千葉県	628,350	36	徳島県	24,676
13	東京都	2,381,079	37	香川県	92,203
14	神奈川県	955,280	38	愛媛県	110,468
15	新潟県	85,608	39	高知県	19,139
16	富山県	54,277	40	福岡県	265,651
17	石川県	40,504	41	佐賀県	24,543
18	福井県	28,983	42	長崎県	35,103
19	山梨県	32,707	43	熊本県	61,289
20	長野県	71,618	44	大分県	135,877
21	岐阜県	64,624	45	宮崎県	64,957
22	静岡県	185,734	46	鹿児島県	70,416
23	愛知県	591,667	47	沖縄県	78,429
24	三重県	306,957		合計	10,065,611

2.3.7 個人住民税

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）

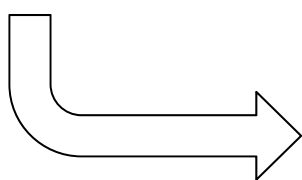
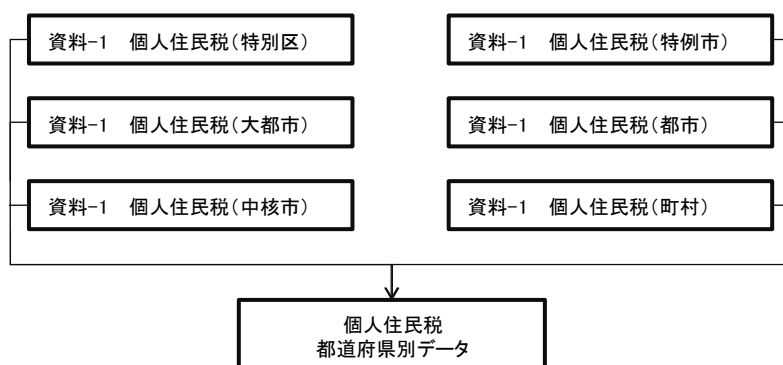
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（所得割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（所得割）

② 推計方法

・ 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



単位：100万円

	都道府県	平成29年度 個人住民税		都道府県	平成29年度 個人住民税
1	北海道	413,265	25	滋賀県	127,423
2	青森県	83,621	26	京都府	266,880
3	岩手県	86,417	27	大阪府	798,326
4	宮城県	196,648	28	兵庫県	545,807
5	秋田県	61,834	29	奈良県	122,674
6	山形県	76,572	30	和歌山県	70,982
7	福島県	149,563	31	鳥取県	38,940
8	茨城県	260,329	32	島根県	48,765
9	栃木県	175,131	33	岡山県	156,454
10	群馬県	166,936	34	広島県	261,558
11	埼玉県	756,441	35	山口県	109,895
12	千葉県	674,974	36	徳島県	57,484
13	東京都	2,176,234	37	香川県	81,990
14	神奈川県	1,140,466	38	愛媛県	99,674
15	新潟県	171,168	39	高知県	50,774
16	富山県	93,320	40	福岡県	421,509
17	石川県	101,478	41	佐賀県	57,198
18	福井県	67,408	42	長崎県	92,897
19	山梨県	69,035	43	熊本県	117,618
20	長野県	170,824	44	大分県	80,469
21	岐阜県	175,985	45	宮崎県	70,084
22	静岡県	353,622	46	鹿児島県	104,552
23	愛知県	849,961	47	沖縄県	90,960
24	三重県	164,326		合計	12,508,471

2.3.8 法人住民税

① 使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（法人均等割、法人税割）

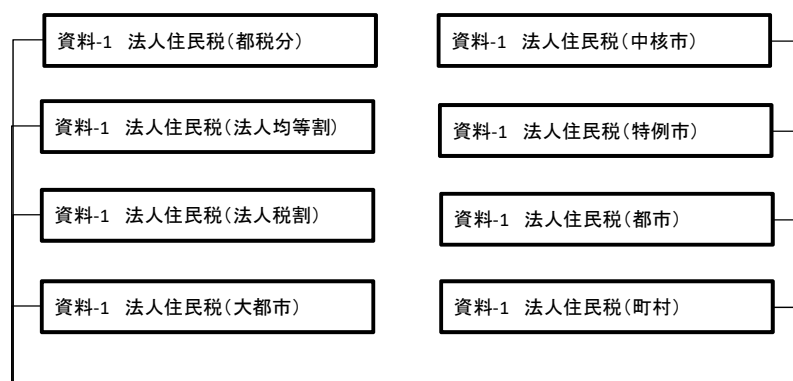
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（法人均等割、法人税割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（法人均等割、法人税割）

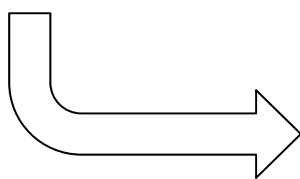
② 推計方法

・法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③ 推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位：100万円

	都道府県	平成29年度 法人住民税		都道府県	平成29年度 法人住民税
1	北海道	81,289	25	滋賀県	28,739
2	青森県	15,287	26	京都府	52,406
3	岩手県	19,071	27	大阪府	265,453
4	宮城県	49,285	28	兵庫県	88,936
5	秋田県	11,954	29	奈良県	13,814
6	山形県	15,834	30	和歌山県	12,363
7	福島県	31,360	31	鳥取県	7,732
8	茨城県	54,133	32	島根県	9,762
9	栃木県	44,588	33	岡山県	33,788
10	群馬県	44,250	34	広島県	55,439
11	埼玉県	105,814	35	山口県	25,357
12	千葉県	94,519	36	徳島県	12,907
13	東京都	889,469	37	香川県	21,128
14	神奈川県	173,369	38	愛媛県	24,078
15	新潟県	36,029	39	高知県	9,027
16	富山県	18,915	40	福岡県	101,316
17	石川県	23,475	41	佐賀県	11,798
18	福井県	14,650	42	長崎県	17,244
19	山梨県	16,638	43	熊本県	25,741
20	長野県	33,563	44	大分県	16,049
21	岐阜県	29,984	45	宮崎県	13,032
22	静岡県	71,577	46	鹿児島県	20,820
23	愛知県	197,436	47	沖縄県	16,751
24	三重県	30,324		合計	2,986,493

2.3.9 その他の経常税

① 使用データ

- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（個人均等割）、自動車税、自動車取得税、事業税

2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（個人均等割）、軽自動車税

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（個人均等割）、軽自動車税

- ・資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、狩猟税

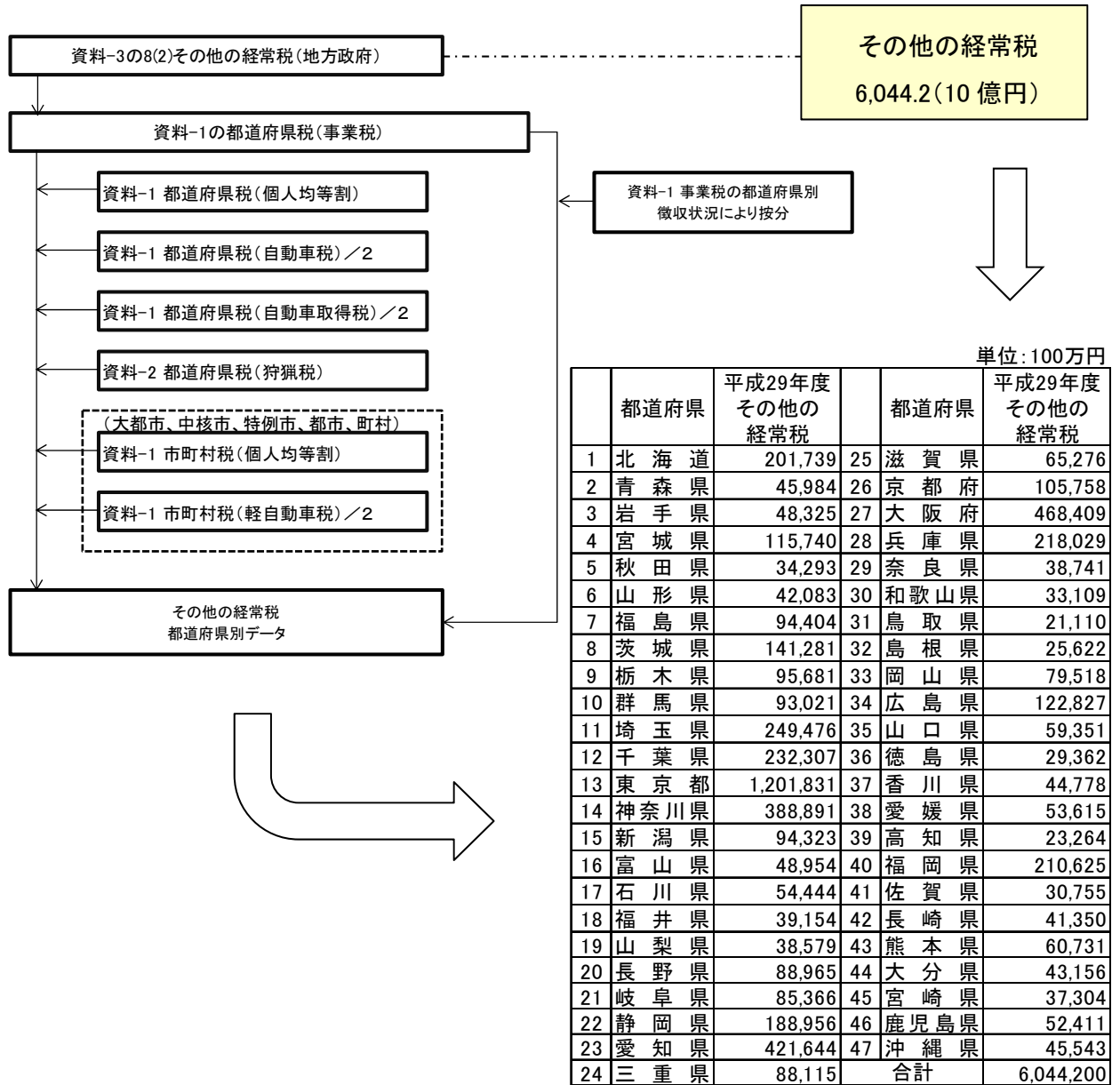
- ・資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表 6-1 一般政府の部門別勘定の 8. 所得・富等に課される経常税(受取)の(2)その他の経常税「地方政府」の値

② 推計方法

- ・その他の経常税は、資料-3 のその他の経常税（地方税）をコントロール・トータルとし、資料-1 の事業税を控除した「事業税以外」と「事業税」に分割する。
- ・事業税以外は、道府県民税（個人均等割）＋市町村民税（個人均等割）＋自動車税の $1/2$ ＋自動車取得税の $1/2$ ＋軽自動車税の $1/2$ ＋狩猟税であり、資料-1、資料-2 のデータの都道府県比で按分する。
- ・事業税は、資料-1 の事業税の都道府県別の徴収額を用いる。
- ・事業税以外、事業税を合算した額をその他経常税の都道府県別データとする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15～17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③ 推計フロー



2.3.10 生産物に課される税（その他）

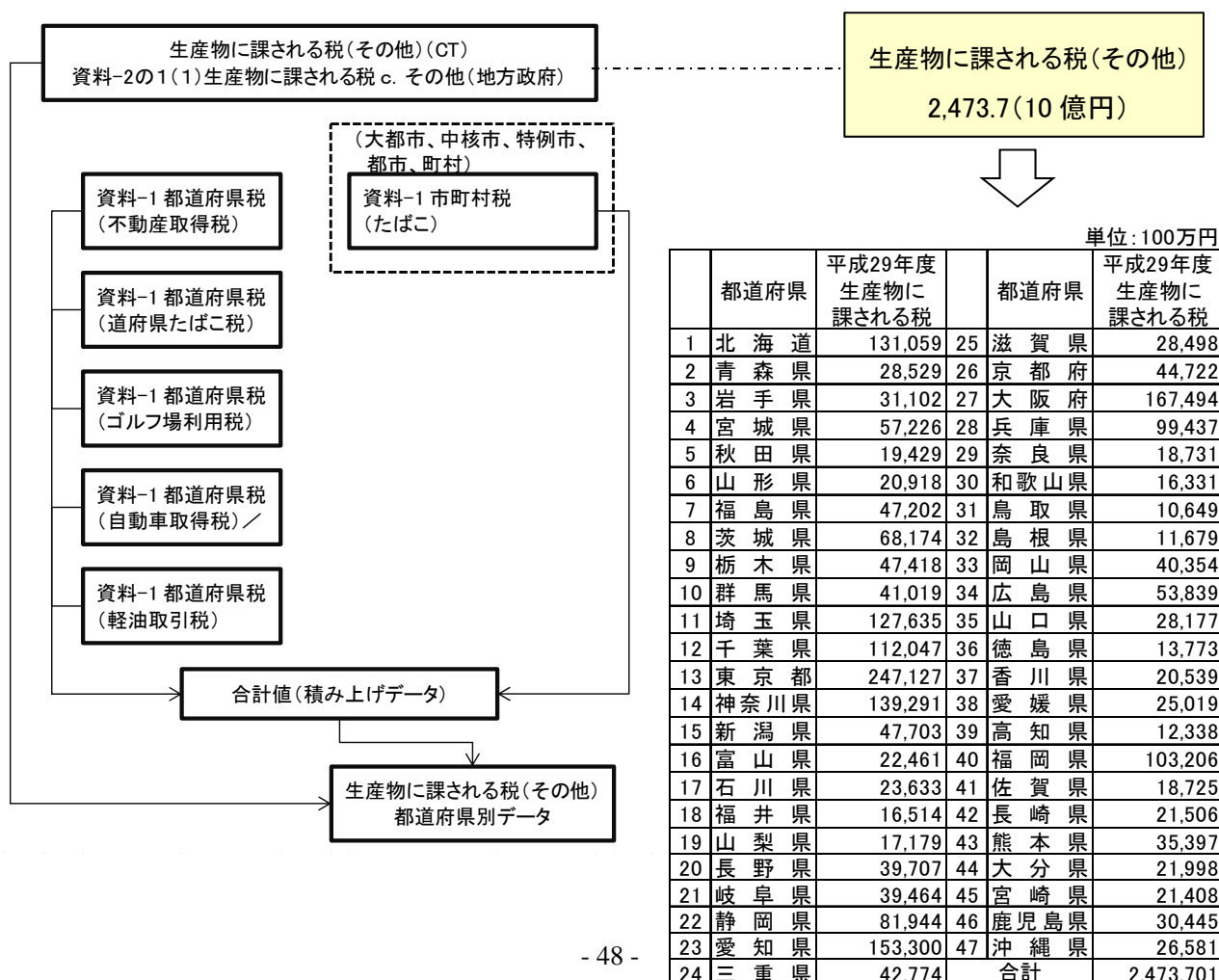
① 使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----2-6-3表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括2-6-2表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5表中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』（総務省）----都道府県ごとの自動車取得税、軽油引取税
- 資料-3 『国民経済計算』（内閣府）----付表6-1 一般政府の部門別勘定1(1)生産物に課される税c.その他「地方政府」の値

② 推計方法

- 生産物に課される税（その他）は、道府県民税（不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税の1/2+軽油引取税）+市町村税（たばこ税）である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③ 推計フロー



2.3.1 1 生産に課されるその他の税

① 使用データ

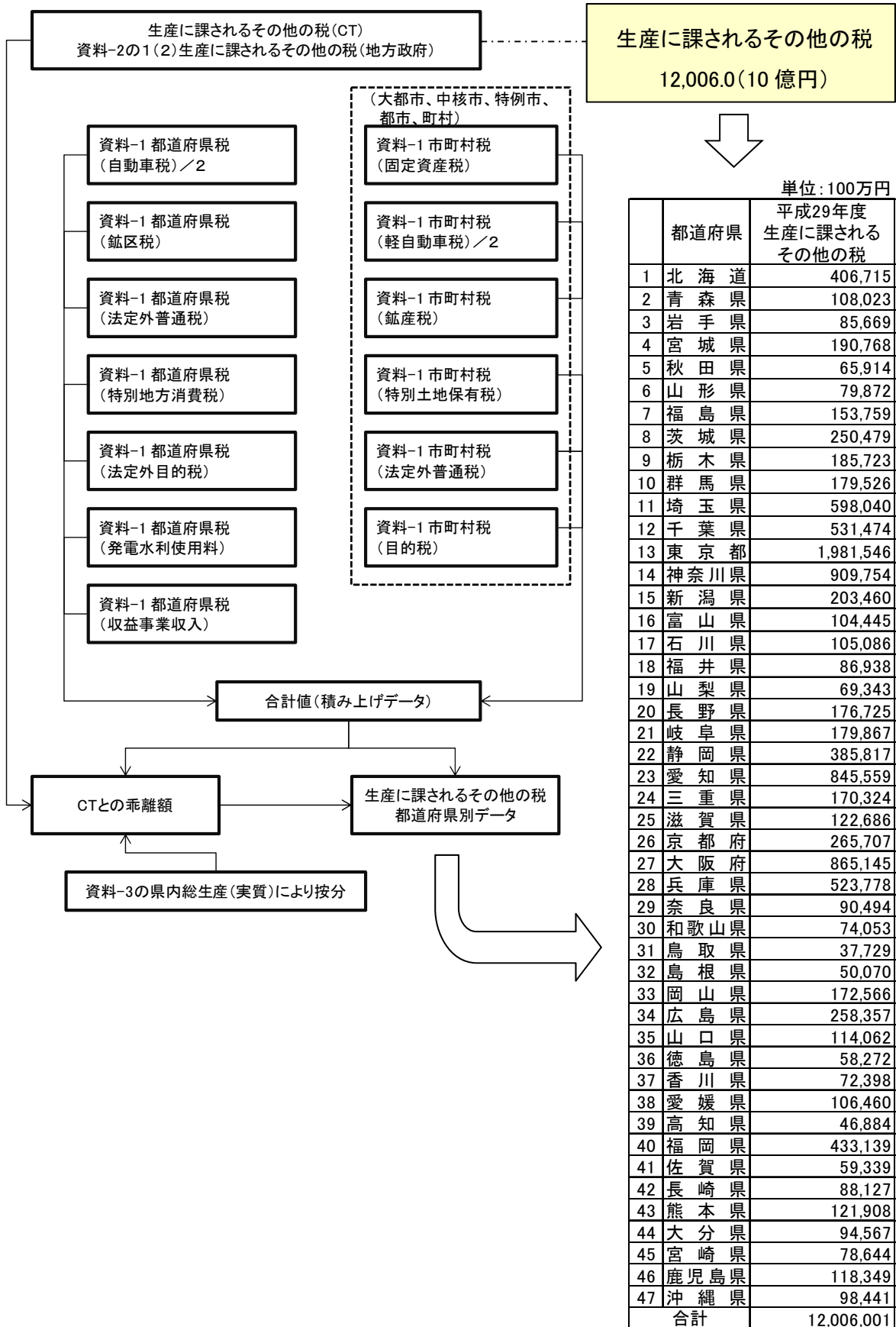
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6-1 一般政府の部門別勘定 1 (2) 生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

② 推計方法

- ・生産に課されるその他の税は、都道府県税（自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- ・資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15~17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③ 推計フロー



2.4 県民経済計算

(1) 2006～2017 年度

① 系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 3. 県民所得、4. 県内総生産（支出側、名目）、5. 県内総生産（支出側、実質連鎖方式）、総括表 6. 県民雇用者報酬、12. 県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出（COF0G）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストックの減耗額

③ 推計方法

- ・基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本の純ストック減耗額（ただし、2010 年度のみ東日本大震災による毀損分を除く）で按分する。

図表2-1 系列別推計資料、推計方法の概要

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP－実質民間消費－実質民間企業設備－実質民間住宅－実質政府消費－実質公的資本形成－実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
名目 GDP	＝都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	＝名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CTを国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(COFOG)の固定資本減耗とし、内訳を純社会資本ストックの減耗額で按分する

(2) 1980～2005 年度

① 系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP(都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

② 使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) ----- 平成 13－平成 26 年度(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-2 『旧基準係数』(内閣府) ----- 平成 8－平成 21 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) ----- 平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-4 『旧基準係数』(内閣府) ----- 昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)

- ・資料-5 『国民経済計算』(内閣府) ----- 平成 28 年度年次推計(2008SNA 平成 23 年基準)
----- 平成 23 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及
- ・資料-6 『旧基準計数』(内閣府) ----- 平成 26 年度確報(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-7 『旧基準計数』(内閣府) ----- 平成 21 年度確報(93SNA 平成 12 年基準)

③ 推計方法

- 遡及推計の基本的な考え方は、新しい基準の系列を優先し、データのない期間については旧基準の系列値にリンク係数を乗じて水準を調整した値を接続する。
- 具体的には、まず平成7年基準値は1990年度以降しかないため、1990年度時点で平成7年基準値÷平成2年基準値でリンク係数を求める。1980～89年度は平成2年基準値×リンク係数を遡及推計値とし、平成7年基準値を補間する。
- 同様に、1996年度時点で算出した平成12年基準値÷平成7年基準値をリンク係数とし、1980～1995年度は平成7年基準値（補間含む）にリンク係数を乗じ、平成12年基準値を補間する。これを繰り返して、平成23年基準の長期遡及系列を算出する。
- 以上の処理を各系列の名目値およびデフレーターについて行う。実質値は最終的に求めた平成23年基準の名目値をデフレーターで除して算出する。

- ただし、平成7年基準改定による推計方法・定義の変更を踏まえ、民間企業設備投資は平成2年基準値にソフトウェア開発費を加算してから平成7年基準値に接続した。
- また、平成23年基準改定を踏まえ、総固定資本形成（民間企業設備、民間住宅、公的固定資本形成）については、国民経済計算の平成23年基準値と平成17年基準値の差分をコントロール・トータルとし、固定資本形成額の比で都道府県に按分した額を平成17年基準値に加算してから平成23年基準値に接続した。

- なお、財貨・サービスの純移出入、在庫純増、その他最終需要については、正負どちらの値もとりのる収支尻としての性質を持ち、上述の方法では遡及して接続ができないことから、遡及推計を行っていない。

2.5 都道府県別資本ストック

2.5.1 民間企業資本ストック

民間資本ストックは、民間部門（民間企業・個人企業等）による設備投資によって形成されてきた、機械設備や建築物、構造物等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 29 年度までの本モデルでは、内閣府「民間企業資本ストック年報」の粗資本ストックを基礎として利用してきたが、同調査の改廃に伴い、平成 30 年度版以降は内閣府「国民経済計算年次推計」の固定資本ストックマトリックスおよび「固定資本ストック速報」を基礎とした純資本ストックを採用している。

ただし、全国値を都道府県に按分するための資本ストックについては、利用可能な純資本のデータがないことから、従来と同様、粗資本である「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）」を参照している。

いずれにしても、本モデルの民間企業資本ストックは、公表された統計調査等のデータ・資料に基づいて、本モデルで利用するために簡易的に推計したものである点には留意されたい。

(1) 推計方法の概要

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）----フロー編付表 22. 「固定資本マトリックス（実質）」、ストック編付表 4. 「固定資本ストックマトリックス（実質）」
- ・資料-2 『固定資本ストック速報』（内閣府）----民間企業設備
- ・資料-3 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-4 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-5 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別在庫額、有形固定資産、リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）の有形固定資産取得額（土地以外）
- ・資料-6 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

② 推計方法

都道府県別民間企業資本ストックは、資料-1 の経済活動別分類に準じて推計することとし、2009 年度までは資料-1 のストック額（全国）を資料-3 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度以降は、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均減耗率を乗じた額を控除

し、資料-1 の経済活動別フロー額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-5 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-4 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-4 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は資料-2 の民間企業設備をコントロール・トータルとして調整した。

なお、資料によって部門分類は異なるが、本モデルでは以下のとおり対応付けて利用することとした。

図表2-2 本モデルにおける経済活動分類の対応一覧

固定資本マトリックスの経済活動	(2009年度までの ストック按分)		工業統計の産業
	都道府県別民間資本 ストックの産業	経済活動別県内総生産 の経済活動	
1. 農林水産業	農林水産業	農林水産業	
2. 鉱業	鉱業	鉱業	
3. 製造業(1)食料品	食料品		食料品
3. 製造業(2)繊維製品	繊維		繊維
3. 製造業(3)パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙		パルプ・紙・紙加工品
3. 製造業(4)化学	化学		化学
3. 製造業(5)石油・石炭製品	石油・石炭		石油製品・石炭製品
3. 製造業(6)窯業・土石製品	窯業土石		窯業・土石製品
3. 製造業(7)一次金属	一次金属		鉄鋼業＋非鉄金属
3. 製造業(8)金属製品	金属製品		金属製品
3. 製造業(9)はん用・生産用・業務用機械	一般＋精密		はん用＋生産用＋業務用機械器具
3. 製造業(10)電子部品・デバイス	精密機械		電子部品・デバイス・電子回路
3. 製造業(11)電気機械	電気機械		電気機械器具
3. 製造業(12)情報・通信機器	精密機械		情報通信機械器具
3. 製造業(13)輸送用機械	輸送用機械		輸送用機械器具
3. 製造業(14)その他の製造業	その他		印刷・関連連業＋その他
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
5. 建設業	建設業	建設業	
6. 卸売・小売業	卸売・小売業	卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	運輸・通信業	運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	サービス業	宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	運輸・通信業	情報通信業	
10. 金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	
11. 不動産業	不動産業	不動産業	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務		(対象外)	
14. 教育	サービス業	教育	
15. 保健衛生・社会事業	サービス業	保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	サービス業	その他のサービス	

また、資料-1 は平成 23 年基準の実質連鎖方式で推計されているが、本モデルでは推計の過程で部門や都道府県にストックを按分する必要があるため、合算は連鎖統合ではなく単純合計で行っている。

(2) 経済活動別資本ストック（全国）の推計

① 1994 年度～2017 年度

まず、資料-1 の「固定資本ストックマトリックス」から経済活動別に「固定資産合計」一

「住宅」のデータを取得する。資料-1 は暦年値のため、いったん前後の年を 3 : 1 で加重平均し、さらに資料-2 の民間企業設備（1-3 月期）をコントロール・トータルとして調整した額を全国のストック額とする。

② 1980 年度～1993 年度

資料-1 は 1994 年度以降しか公表されていない。そのため、経済活動毎に 1994 年度の①を起点とし、資料-3 の産業別資本ストックの変化率を用いて遡及する。さらに資料-2 の民間企業設備をコントロール・トータルとして調整した額を全国のストック額とする。

(3) 経済活動別資本ストック（都道府県別）の推計

① 1980～2009 年度

経済活動毎に、(1) で求めた全国のストックを資料-3 の都道府県別構成比で按分する。

② フロー額の推計

まず、資料-1 の「固定資本マトリックス」から経済活動別に「総固定資本形成」－「住宅」のデータを取得する。いったん前後の年を 3 : 1 で加重平均し、再掲の「民間部門計」をコントロール・トータルとして調整した額を全国のフロー額とする。

さらに、製造業の場合は「工業統計」の有形固定資産取得額（土地以外）を「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで除した実質額、製造業以外は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産（実質）の都道府県別構成比で按分し、都道府県別のフロー額とする。

③ 減耗率の算出

経済活動、都道府県毎に、前後のストック額とフロー額から減耗額を算出し、さらに前年度ストックで除した減耗率を求める。2010 年度以降の推計に用いるため、最終 3 か年（2007～2009 年度）の平均値を求める。

$$\text{減耗額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} + \text{フロー額}_{t,i} - \text{ストック額}_{t,i}$$

$$\text{減耗率}_{t,i} = \frac{\text{減耗額}_{t,i}}{\text{ストック額}_{t-1,i}}$$

t : 年度、i : 産業、p : 都道府県

④ 2010 年度～2017 年度

① で求めた経済活動、都道府県別のストック額を起点とし、② のフロー額を加算し、前年

度ストックに③を乗じた額を控除して 2010 年度以降のストックを推計する。

$$\text{ストック額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} \times (1 - \text{平均減耗率}_i) + \text{フロー額}_{t,i}$$

なお、いったん推計したのち、(2)で求めた全国のストック額をコントロール・トータルとして調整した額を都道府県別のストック額とした。

また、2010 年度の資本ストック算出にあたっては、東日本大震災による被害を考慮し、通常の減耗分とは別にストックから差し引くこととした。民間資本ストックの地域別の被害状況について整理されたデータは乏しいことから、資料-6 の社会資本ストックにおける毀損率（震災毀損額÷2009 年度粗資本ストック額）を用いることとした。

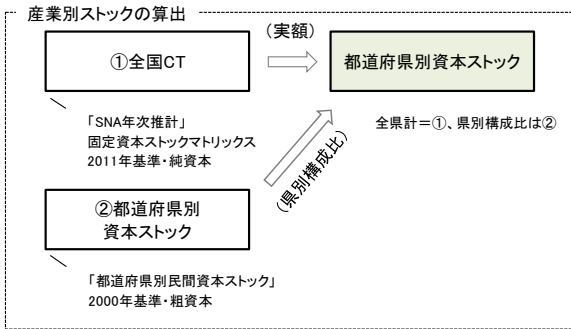
図表2-3 民間資本ストックの推計に用いた東日本大震災によるストック毀損率

資本ストックの経済活動		1. 農林水産業	14. 教育	左記以外の部門	
「日本の 社会資本 2017」	部門	⑭農林漁業	⑩文教施設	左記以外の部門 (ただし、治水、治山、 海岸、国有林を除く)	
	ストック 毀損率	岩手県	4.7%	4.6%	1.9%
		宮城県	11.1%	12.5%	7.4%
		福島県	2.5%	9.2%	2.1%
		3県以外	0.0%	0.1%	0.1%

以上の産業・都道府県別に行う民間企業資本ストックの推計について、推計の概要、2009 年度以前と 2010 年度以降の計算の流れを図表 2-4 から図表 2-6 に図示した。

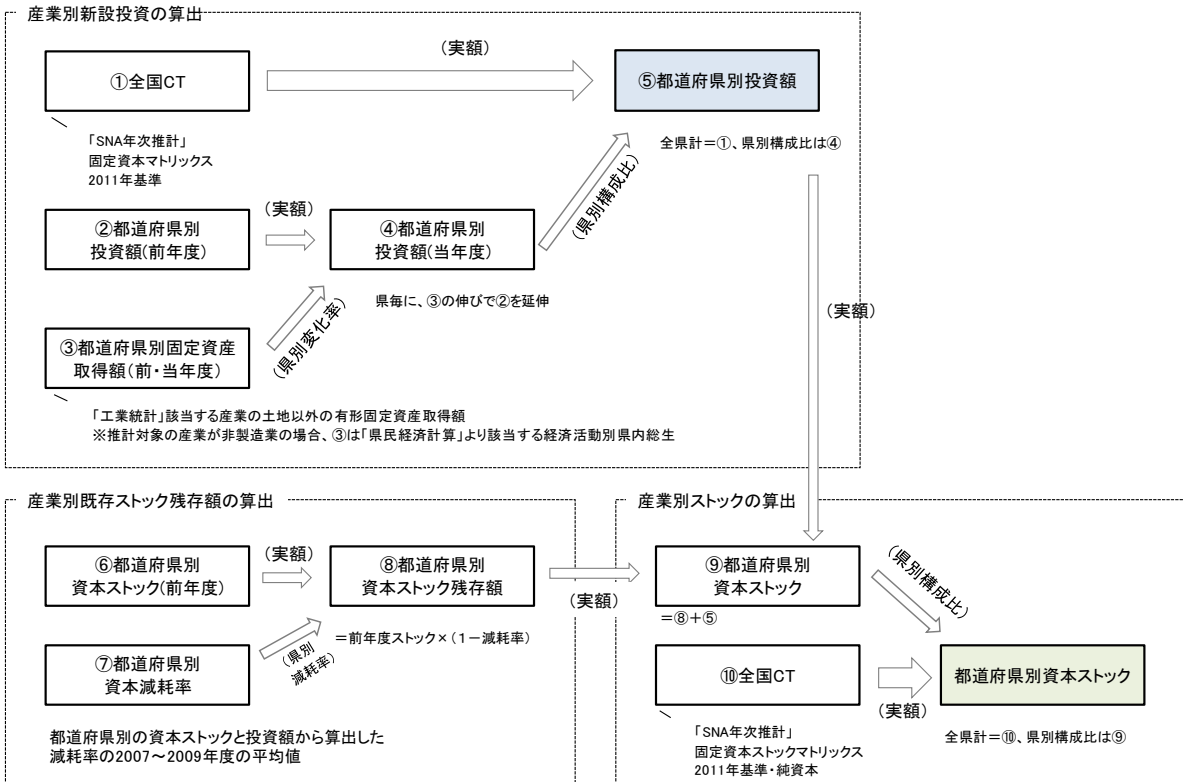
図表2-4 民間企業資本ストックの推計概要

ストックの計算方法(2009年度まで)
→ストックを直接都道府県別に按分する



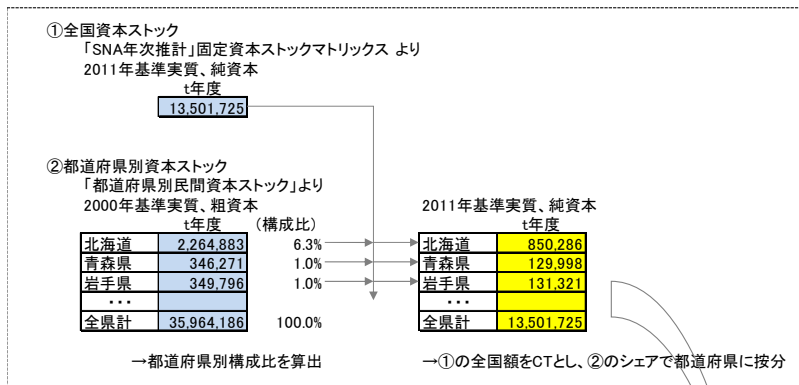
ストックの計算方法(2010年度以降)

→前年度のストックから減耗分を差し引き、新しい投資を加算することで当年度のストックを求める

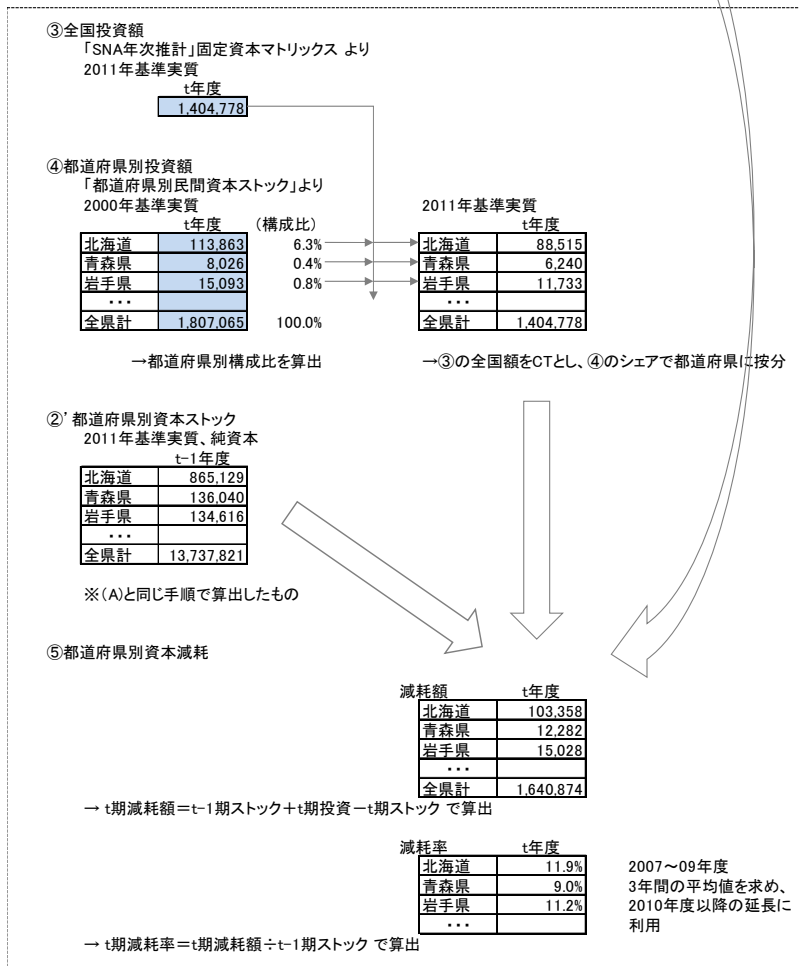


図表2-5 民間企業資本ストック推計の流れ(2009年度まで)

《(A)都道府県別資本ストックの推計》



《(B)都道府県別投資額、減耗率の推計》

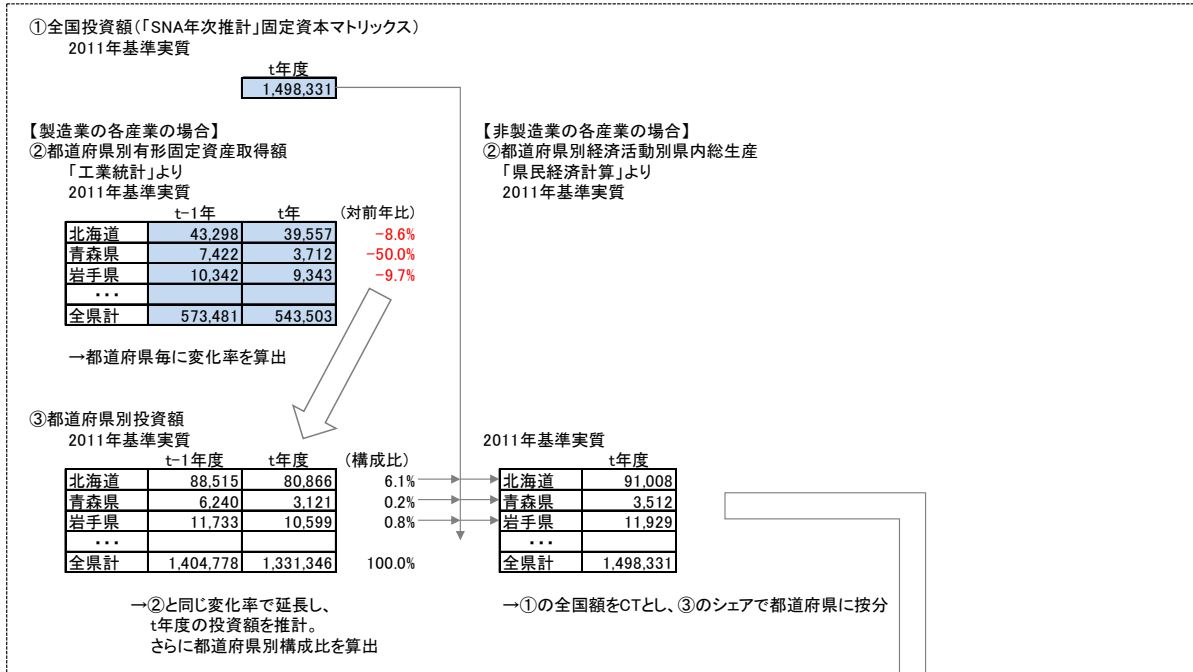


注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、③は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には民間だけでなく公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。

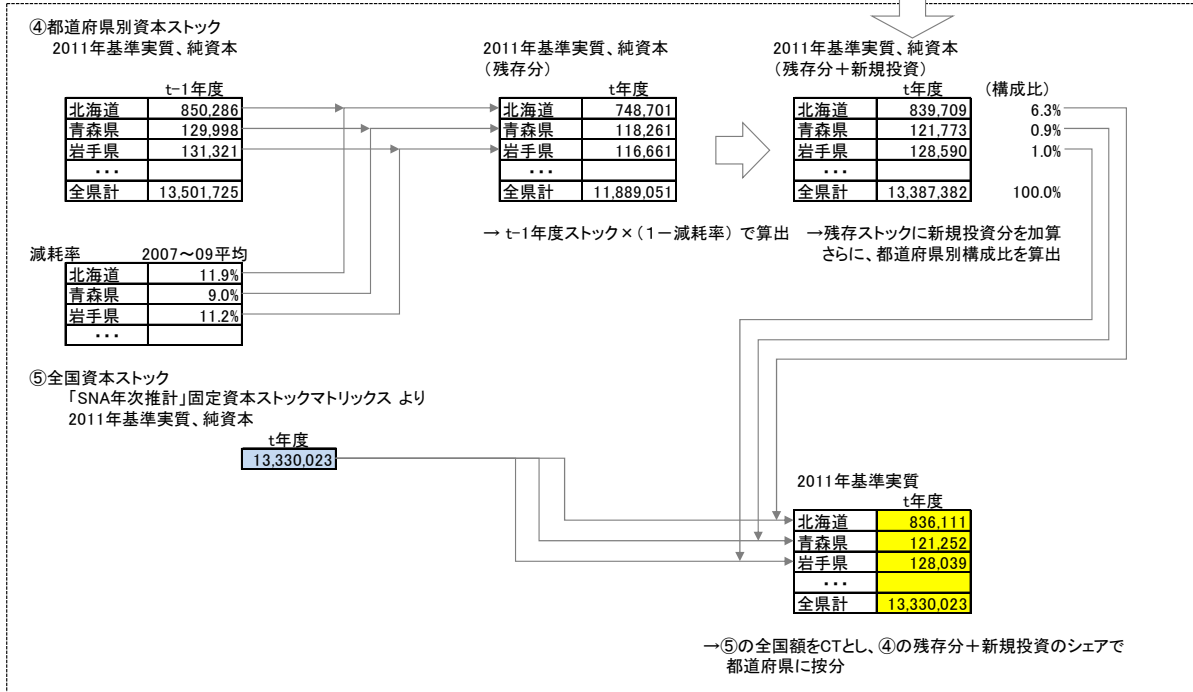
注2：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。②のストックデータが存在する2009年度までは上段の(A)でストックの推計は完結しているが、2010年度以降の延長のために、(B)のとおり投資額・平均減耗率を推計している。

図表2-6 産業別民間企業資本ストック推計の流れ(2010年度以降)

《(A)都道府県別投資額の推計》



《(B)都道府県別資本ストックの推計》



注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、⑤は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。また、②の固定資産取得額は「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで実質化した値を用いている。

注2：②に用いるデータは、当該産業が製造業に属する場合は「工業統計」の土地以外の有形固定資産取得額、非製造業の場合は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産を用いる。

注3：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。

(4) 粗資本ストック（参考系列）の推計

モデル変数として採用するのは純資本ストックとするが、参考系列として粗資本ストックも推計し、データベースに収録することとした。

① 使用データ

- ・資料-1 『民間企業資本ストック確報』（内閣府）----平成 26 年度確報値（平成 17 年基準：93SNA）、平成 21 年度確報値（平成 12 年基準：93SNA）のストックおよび新設投資額（年度・進捗）
- ・資料-2 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-4 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別有形固定資産取得額（従業者 30 人以上の事業所、土地以外）
- ・資料-5 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

② 推計方法

都道府県別民間企業資本ストック（粗資本）は、資料-2 の産業分類に準じて推計することとし、資料-1 の鉄鋼業および非鉄金属を合算して「一次金属」、出版・印刷およびその他の製造業を合算して「その他製造業」とした。なお、平成 17 年基準値は 1994 年度以降となっているため、1993 年度以前については産業毎に平成 12 年基準値をリンク係数で調整して接続した。

この全国の産業別ストック額を、2009 年度までは資料-2 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度から 2014 年度については、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除し、資料-1 の産業別新設投資額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-4 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-3 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-3 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は、資料-1 の有形固定資産をコントロール・トータルとして調整した。

2015 年度以降は資料-1 の全国値が存在しないため、2014 年度について推計した産業別都道府県別新設投資額を、按分指標（製造業は実質有形固定資産取得額、非製造業は経済活動別県内総生産）の変化率で延長した金額を用い、2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除して推計した。

2.5.2 社会資本ストック

社会資本ストックは、公的機関（一般政府及び公的企業）による毎年の公共投資によって形成されてきた、道路、港湾、上下水道等の資本の蓄積（ストック）である。

本モデルでは、内閣府「日本の社会資本 2017」（2011 年価格、2014 年度まで）の粗資本ストックおよび純資本ストックを利用し、関連統計調査等を用いて 2015 年度以降を簡易的に延長することとした。なお、モデル変数として採用するのは民間資本と同様に純資本ストックとし、粗資本ストックは参考系列としてデータベースに収録することとした。

(1) 使用データ

- ・資料-1 『日本の社会資本 2017』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、純資本ストック、実質投資額および部門別デフレーター
- ・資料-2 『建設工事費デフレーター』（国土交通省）----工事種別デフレーター（平成 23 年度基準）
- ・資料-3 『行政投資実績』（総務省）----都道府県別行政投資実績 総投資額

(2) 投資額の推計

「日本の社会資本 2017」の社会資本ストックは、投資額をデフレーターで除した実質投資を積み上げるとともに、既存資産の撤去・破損等による除却、経齢による価値の低下等を控除することで推計されている。

そこで、まず日本の社会資本の部門別デフレーターを、国土交通省「建設工事費デフレーター」の類似した部門と対応させた上で、建設工事費デフレーターの変化率を社会資本デフレーターに乗じて延長する。

$$P_{i,t} = P_{i,t-1} \cdot \frac{P_{i,t}^*}{P_{i,t-1}^*}$$

P : 社会資本デフレーター、
P* : 建設工事費デフレーター、
i : 部門

次に、総務省「行政投資実績」の部門別都道府県別投資額を、日本の社会資本の部門に合わせて調整し、上記デフレーターで除して実質投資額を求め、さらにその実質投資額の変化率を日本の社会資本の部門別都道府県別実質投資額に乗じることで延長した。

$$IG_{i,p,t} = IG_{i,p,t-1} \cdot \frac{IGN_{i,p,t} / P_{i,t}}{IGN_{i,p,t-1} / P_{i,t-1}}$$

IG：実質公共投資額（日本の社会資本ベース）、
IGN：公共投資額（行政投資実績ベース）、
P：社会資本デフレーター、
i：部門、p：都道府県

図表2-7 本モデルにおける社会資本主要部門の対応一覧

日本の社会資本 主要部門	都道府県別 推計	投資	デフレーター
		「行政投資実績」の部門	「建設工事費デフレーター」の部門
1 道路	○	道路+街路	道路総合
2 港湾	○	港湾	港湾・漁港
3 航空	○	空港	空港
4.1 鉄道・運輸機構等		鉄道	
4.2 地下鉄等		地下鉄	
5 公共賃貸住宅	○	住宅	住宅建築
6 下水道	○	公共下水道	下水道
7 廃棄物処理	○	環境衛生	環境衛生
8 水道	○	水道	上・工業用水道
9 都市公園	○	国立公園	公園
10.1 学校施設	○	文教施設	RC学校
10.2 社会教育	○	文教施設	RC事務所・その他
11 治水	○	河川+砂防	治水総合
12 治山	○	治山	その他土木
13 海岸	○	海岸	海岸
14.1 農業	○	農業基盤整備事業	農林関係公共事業
14.2 林業	○	林道+造林	農林関係公共事業
14.3 漁業	○	漁港	港湾・漁港
15 郵便			
16 国有林(※)	○	林道+造林	農林関係公共事業
17 工業用水	○	工業用水道	上・工業用水道
18 庁舎	○	官庁営繕	RC事務所・その他

注1：灰色の網掛けは、「日本の社会資本 2017」で都道府県別推計が行われていない部門（本モデルでも検討範囲外）。

注2：国有林部門は、「日本の社会資本 2012」「同 2017」では都道府県別推計が行われているが、本モデルでは対象から除いた。

(3) 部門別資本ストック額の算出

部門別都道府県別に、2014年度の資本ストックに1－除却率（または減耗率）を乗じて残存額を求め、(2)で推計した2015年度の投資額を加算することで2015年度の資本ストック額を算出する。2015年度以降も順次同様に求める。

なお、 δ は推計するストックが粗資本の場合は除却率（撤去や破損等）、純資本の場合は減耗率（撤去や破損に加え、経齢による価値の低下も含む）を意味している。2015年度以降の推計に当たっては、最終3か年平均（2012～2014年度）を用いることとした。

$$KG_{i,p,t} = (1 - \delta_{i,p}) \cdot KG_{i,p,t-1} + IG_{i,p,t}$$

KG：社会資本ストック、
IG：実質公共投資額、
 δ ：除却率または減耗率、
i：部門、p：都道府県

また、「日本の社会資本2017」では連鎖方式が採用されているが、本モデルの社会資本ストックでは部門の合計等に連鎖統合は行っておらず、単純合計値を用いている。